

I 始良市子育て基本条例
II 「始良っ子」子育て審議会報告書



平成25年4月

姶良市教育委員会

I 姶良市子育て基本条例

目 次

○ 前文	1
第1条（目的）	1
第2条（用語の定義）	1
第3条（基本理念）	2
第4条（家庭の役割と責任）	2
第5条（学校の役割と責任）	3
第6条（地域の役割と責任）	3
第7条（事業者の役割と責任）	4
第8条（市の役割と責任）	4
第9条（家庭への支援）	4
第10条（学校教育環境の充実）	4
第11条（地域社会への支援）	4
第12条（事業者の理解及び協力の推進）	5
第13条（子どもの自主活動への支援）	5
第14条（相談体制の充実）	5
第15条（自立する子どもの育成に関するネットワークの推進）	5
第16条（市民の理解及び協力）	5
第17条（委任）	5

姶良市子育て基本条例

姶良市は、豊かな自然と地理的条件に恵まれ、先人たちのたゆみない努力により、この地に輝かしい文化的な伝統と豊かな教育風土を醸成しながら発展を続け、新たな未来に向かってまちづくりを進めている。

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つである。核家族化、地域の人間関係の希薄化、情報化など、近年の子育てをめぐる環境の現状を踏まえると、家庭、学校、地域、事業者など社会全体で子育てを支えるとともに、それぞれの立場で子どもの将来の自立に向けて積極的に子育て・人づくりに関わっていくことが求められている。

子どもが、知・徳・体の調和のとれた生きる力を身に付け、ふるさとを愛し、誇りに思い、公共の精神を持ち、他者とともによりよい社会づくりに貢献できる自立した人間に成長していくことは市民共通の願いである。古からのよい伝統・文化・精神を引き継ぎ、未来を切りひらく力を子どもたちの中に育てることは姶良市民及び社会の使命だと考える。

ここに、社会全体による協働の子育て・人づくりを進め、自立する子どもの育成を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、未来を担う子どもの育成について、社会全体で子育てを進めていくための取組について、基本理念を定め、家庭、学校、地域社会、事業者及び市の役割と責任を明らかにするとともに、子育てに関する市の施策その他基本的事項を定めることにより、もって自立する子どもの育成に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て 子どもを育てること及び子どもの教育や成長・発達(人づくり)に携わることをいう。
- (2) 子ども 市の区域内（以下「市内」という。）に居住するおおむね18歳未満の者をいう。
- (3) 保護者 子どもを保護する責務を有する者をいう。
- (4) 学校 市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

- (5) 地域社会 地域に居住する者並びに地域に関する課題の解決及び地域住民の連携を図るために活動する団体をいう。
- (6) 事業者 市内において、事業所又は事業の拠点を有する個人又は法人をいう。
- (7) 協働 家庭、学校、地域社会、事業者及び市がそれぞれの果たすべき責任を自覚し、相互に支え合い、協力することをいう。
- (8) 自立 知・徳・体の調和のとれた総合的な力である生きる力（以下「生きる力」という。）を備え、主体的に考え方行動するとともに、他者とともにによりよい社会づくりに貢献できるよう自分自身を高めていくことをいう。

（基本理念）

第3条 子育てを社会全体で進める取組は、次に掲げる基本理念にのっとり、行うものとする。

- (1) 子どもは人としての尊厳を有し、かけがえのない存在として尊重されるとともに、郷土の宝、未来をつくる力という認識の下、子どもの自立に向けた働きかけを行うこと。
- (2) 子どもが、生きる力を身に付け、ふるさとを愛し、夢と志をもって社会に貢献しようとする心を育むことができる環境づくりを行うこと。
- (3) 家庭、学校、地域社会、事業者及び市は、それぞれの役割と責任に基づき協働し、子どもの発達の段階に応じた子育ての取組を行うこと。

（家庭の役割と責任）

第4条 保護者は、子どもの教育に第一義的な責任を有するものであり、子どもの中に信頼感、安心感を育みながら、基本的な生活習慣及び社会規範を身に付けられるようにするとともに、自立心及び心豊かな人間性を育めるよう、次の責任を果たすように努めるものとする。

- (1) 家庭が子どもにとって安心できる居場所となるよう、愛情をもって子どもに接し、子どもの中に入への基本的信頼感と安心感をしっかりと育てること。
- (2) 子どもの思いを受け止め、適切に褒め、叱ることで、子どもが自立に必要な力を身につけられるようにすること。
- (3) 家庭での言動が直接的、間接的に子どもに影響を与えることを自覚し、自らが模範を示しながら、望ましい生活習慣の形成を行うこと。
- (4) 家庭内での役割分担を明確にし、子どもに家庭の一員としての責任を持たせ、自立心を育み、自分が役立つ存在であることを実感できるようにす

ること。

- (5) 学校の行事及びP T A活動への参加又は参画を通して、子どものよさや課題を学校と共有し、子どもの自立に向けて、連携を深めること。
- (6) 地域社会の一員として、地域の活動に積極的に子どもを参加又は参画させ、望ましい人間関係や社会規範などを身に付けられるようにすること。

(学校の役割と責任)

第5条 学校は、教育の目標が達成されるよう子どもの心身の発達に応じた体系的な教育を開設し、将来の自立に必要な力を身に付けられるようにするとともに、子どもの学びの拠点として、家庭及び地域の信頼に応え、次の責任を果たすように努めるものとする。

- (1) 全ての教育活動を通じて生きる力を育むこと。
- (2) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を育成することを通じて学力の向上を図ること。
- (3) 集団の中で、基本的倫理観と規範意識を持ち、自らを律し、他人とともに協調し、思いやりの心や感謝の心、自然や美しいものに感動する心などの豊かな人間性を育むこと。
- (4) 生涯にわたって運動に親しみ、健康を保持増進し、豊かな生活を実現できるよう、一人一人に応じた体力・運動能力の向上を目指し、たくましく生きるための健康や体力を育むこと。
- (5) 教育活動について家庭及び地域社会等へ広く情報発信するとともに、相互の意見交換の機会を充実し、地域とともにある学校づくりを推進すること。
- (6) 地域社会及び事業者と連携・協力した活動や、地域人材の活用を推進すること。

(地域社会の役割と責任)

第6条 地域社会は、子どもが地域で大人や異年齢の子どもと交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、郷土愛が育まれるよう、次の責任を果たすように努めるものとする。

- (1) 地域に誇りと愛着を持ち、大人が手を携えて子どもを育していく環境をつくること。
- (2) 子どもへの声かけ、見守り等、子どもの育成に積極的に関わり、安全で健やかに育つ環境づくりをすること。
- (3) 子どもが地域社会の一員として、地域の行事及び活動に参加又は参画で

きる機会をつくること。

- (4) 伝統的な行事や体験活動などを守り、伝承していくことで、ふるさとを大切に思う気持ちを育てていくこと。
- (5) 子どもの教育に関するボランティア又は講師として、積極的に参加又は参画すること。

(事業者の役割と責任)

第7条 事業者は、地域社会の一員として、子どもの育成に責任を負うとともに、自立する子どもの育成が将来の人材を育成する大切な営みであることを自覚し、次の責任を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもにとって、安全で良好な環境づくりを推進すること。
- (2) 自らの事業所に勤務する保護者が仕事と子育てを両立しやすい職場環境を整えること。
- (3) 職場見学、職場体験、講師派遣等に協力すること。
- (4) 自らの事業所において、子どもの育成に関するボランティア活動を奨励すること。

(市の役割と責任)

第8条 市は、家庭、学校、地域社会及び事業者が、それぞれの果たすべき役割と責任に従い、協働して自立する子どもの育成を推進できるように、支援に関して必要な施策や措置を講ずるものとする。

(家庭への支援)

第9条 市は、家庭に対し、子育てに関する情報提供に努めるとともに、情報交換及び学習の機会を充実するものとする。

(学校の教育環境の充実)

第10条 市は、所管する学校が教育機能を十分に発揮できるように、教職員の資質向上を図るとともに、学校の自主性及び自律性を尊重しつつ、学校の教育環境の充実に努めるものとする。

(地域社会への支援)

第11条 市は、自立する子どもの育成に関わる人材を育成するとともに、学校、社会教育施設、子どもの居場所等（以下「学校等」という。）に協力する個人又は団体が、学校等において活動するために必要な支援を行うものとする。

(事業者の理解及び協力の推進)

第12条 市は、自立する子どもの育成に関して、事業者の理解及び協力が得られるように、広報や啓発活動を行うものとする。

(子どもの自主活動への支援)

第13条 市は、子どもの伝統文化、スポーツ、体験活動等の自主的な活動を支援するとともに、子どもの体験活動等への主体的な参加又は参画の機会を充実するよう支援するものとする。

(相談体制の充実)

第14条 市は、教育、保健、福祉及び医療の分野における子どもの育成に関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携を図り、子どもの育成に関する総合的な相談体制を充実するものとする。

(自立する子どもの育成に関するネットワークの推進)

第15条 市は、自立する子どもの育成に関するネットワークづくりを推進するために、必要な支援を行うものとする。

(市民の理解及び協力)

第16条 市は、自立する子どもの育成を推進するための施策の実施に当たっては、市民の理解及び協力を得るとともに、市民の意見等の把握に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

II 「姶良っ子」子育て審議会

平成24年度

「姶良っ子」子育て審議会

～社会全体の協働による子育て・人づくりの推進に向けて～

報告書



平成25年1月

「姶良っ子」子育て審議会

目 次

○ はじめに -----	1
I 子育てをめぐる現状と課題	
1 日本の現状 -----	2
2 姶良市の現状 -----	3
3 今の子どもたち及び子育てを取り巻く環境 -----	5
II 子育て・人づくりを充実させるための視点	
1 目指す人間像の共有 -----	9
2 具体的関わりや取組の視点 -----	10
3 課題解決に向けた協働の取組を進めるにあたって -----	11
III 家庭、学校、地域、事業所、行政の役割と責任	
1 家庭の役割と責任 -----	13
2 学校の役割と責任 -----	15
3 地域の役割と責任 -----	17
4 事業所の役割と責任 -----	18
5 行政の役割と責任 -----	19
IV 「姶良っ子」を育てる協働の関わり -----	20
1 家庭の教育力の向上 -----	21
2 基本的生活習慣の確立 -----	24
3 学ぶ力・読書力の向上 -----	26
4 耐性、規範意識の向上 -----	30
5 自ら考え行動する力の向上 -----	32
6 表現する力の向上 -----	34
7 挨拶、返事、礼儀等、道徳性の向上 -----	37
8 外遊び等を通した運動能力・体力の向上 -----	39
9 子どもの安全確保と危険予知能力等の向上 -----	42
10 いじめ・不登校・虐待への早期対応と改善に向けた支援 -----	44
※ 「姶良っ子」を育てる協働の関わりのポイント -----	48
○ おわりに -----	50
< 資 料 >	
1 「姶良っ子」子育て審議会委員及び部会員構成 -----	51
2 姠良市第一次総合計画 -----	52
3 姠良市教育振興基本計画の体系 -----	53
4 姠良市教育振興基本計画の目指す教育の姿 -----	54
5 子どもの発達の段階の特徴と重視すべき課題 -----	55

はじめに

現代における子育てを取り巻く社会的環境として、核家族化、少子化、高齢化、共働き家庭の増加、地域内の人間関係の希薄化などがあり、家庭において子育てに関する不安感や負担感が増している状況がうかがえます。また、子どもの生活の中では、テレビ、ゲーム、インターネット、携帯電話など、各種メディアに接する時間が大幅に増え、学習時間、読書時間、睡眠時間など、子どもの成長発達に必要な貴重な時間が奪われている状況も見られます。さらに、保護者自身も日々の生活に追われ、子どもとしっかり向き合い、語り合うゆとりをなくしている実態も指摘されています。このことは、全国的な傾向であるとともに、姶良市にも当てはまり、現実的な問題として、子育てに悩みを抱えている保護者や、学童期を迎える、登校しぶりや不登校等の悩みを抱えている子どもや家庭も少なからず存在している状況があります。

そこで、姶良市では、市教育振興基本計画で示されている、学校・地域融合型人づくり事業として、「姶良っ子」子育て審議会が設置され、子育ての共通する理念、具体的な働きかけの観点を明確に示すとともに、家庭、学校、地域、事業所が協働による子育ての支援体制をどのように構築していくべきかについて実態を踏まえた審議を行い、具体的な方向性を提言することにしました。

本審議会は、幼・保・小・中・高校の代表、大学関係者、P T A代表、地域代表、事業所代表、子ども会育成会代表、民生委員代表、自治会連絡協議会代表、読書グループ代表など21名で構成されています。これまで、子どもたちの課題及び子どもを取り巻く環境の課題やその課題解決のために家庭、学校、地域、事業所が果たすべき役割と責任は何か、また、具体的にどのような取組を行っていく必要があるのかなど、6回の審議会を開催し、ここに報告書としてまとめるに至りました。

姶良市は、「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」を目指しています。姶良市は、古き時代から人や物の交流が盛んであり、高い文化的な伝統と豊かな教育的風土が残されています。子育てしやすい環境をつくることは、みんなが暮らしやすいまちづくりの中核をなすものと考えられます。地域全体で子育てを支え、発達の各段階において、必要とされる学びや支援が展開され、子どもが成長していく姿は、保護者の喜びであり、社会全体の喜びであり、希望でもあります。本報告書の提言が今後の姶良市の実りある豊かな子育てに寄与し、子どもの将来の自立のための指針となることを祈念します。

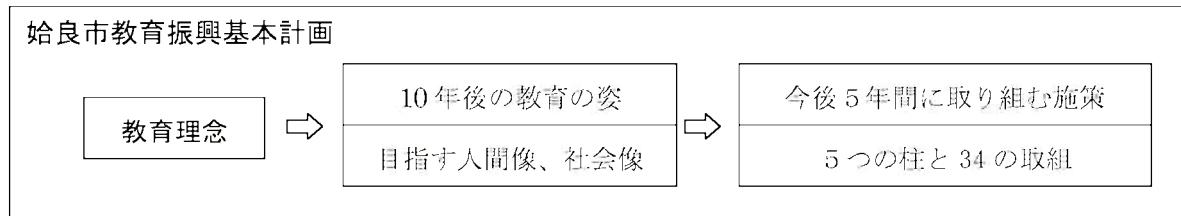
「姶良っ子」子育て審議会
会長 中村洋志

(2) 始良市教育振興基本計画

教育分野においては、平成23年度末に「始良市教育振興基本計画」（資料3）が策定され、10年後の教育の姿とともに、当面する5年間の具体的施策が示されております。始良市の教育振興基本計画の特徴として、「古から未来への架け橋『つなごう～郷土の文化と歴史、ふるさとを愛する心』、『築こう～夢と希望に満ちた教育的風土』、『育てよう～生きる力に溢れ、志を抱く豊かな人』」という教育理念が示されています。

また、10年後を見据えた教育の姿として、「ふるさとを愛し 未来を切り拓く 心豊かでたくましい人づくり」という基本目標の下、二つの目指す人間像と目指す社会像が示されています。教育を推進していく上で社会像が示されている点が本市ならではの特徴です。

さらに、「始良市教育振興基本計画の目指す教育の姿」（資料4）の中で、始良市の目指す具体的な姿がイメージとして示され、幼児期から小学校、中学校と、発達段階に沿って取り組むべき、内容・方向性、及び子育て・人づくりを進める上で、家庭、学校、地域、事業所による協働の取組の必要性が強調されています。



【目指す人間像】

- 1 知・徳・体の調和のとれた生きる力に溢れ、主体的に考え方行動し、生涯にわたって学び続け、意欲的に自己実現を目指す自立した人間
- 2 郷土の自然、歴史、伝統、文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛する態度を養い、夢と志を持ち、公共の精神でこれから社会づくりに貢献できる人間

【目指す社会像】

- 3 家庭、学校、地域、事業所が融合した協働社会の実現

子育て審議会における協議の視点

- 将来の始良市を担っていく人づくりを進めていくために、いわゆる郷中教育など始良市に古から伝わる教育・文化の良さは何か、それらを子どもたちに伝えていくには、家庭、学校、地域、事業所はどのように取り組んでいけばよいのか。
- 始良市第一次総合計画に示されている「社会全体による子育て環境の充実」を受け、社会全体で、子どもを育てる環境を整え、子育て世代が安心して暮らすことができるするために、家庭、学校、地域、事業所はどのように連携し、どのような取組を進めていくことが必要か。
- 始良市教育振興基本計画に示されている教育理念及び10年後の教育の姿、目指す人間像、社会像を実現していくためには、学校、家庭、地域、事業所は具体的にどのようなことに取り組んでいくことが必要か。



家庭、学校、地域、事業所の協働による子育て・人づくりのシステムづくり

子育て審議会における協議の視点

- 現代の社会的環境の中で、子どもたちの教育的課題を解決するために、家庭、学校、地域、事業所の役割としては、どのようなものが期待されるか、また、どのような責任があると考えられるか。
- これからの中知識基盤社会において、子どもの「生きる力」を育むために、家庭、学校、地域、事業所はどう連携し、どのような取組を進めていくことが重要か。
- 子育ての不安感や孤立感を解消し、社会全体で、子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組を構築する上で、家庭、学校、地域、事業所はどのように取り組んでいくことが必要か。
- 子育て・人づくりを進めていく上で、日本のよさ、文化、叡智を継承し、新たな課題や困難を共に切り拓き、未来へつなげていくためには、家庭、学校、地域、事業所がどのように協働していかなければよいか。



家庭、学校、地域、事業所の協働による子育て・人づくりのシステムづくり

2 姶良市の現状

(1) 姶良市総合計画における子育ての位置づけ

姶良市は、旧加治木町・姶良町・蒲生町が合併して誕生した人口約7万5千人の県内で最も新しい市で、平成24年度に合併3年目を迎えてます。目指す都市像として「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」を掲げ、姶良市第一次総合計画(資料2)に基づき、様々な分野で具体的な取組が進められております。

子育てに関しては、市総合計画の「社会全体による子育て環境の充実」の中で、社会全体で子どもを育てる環境を整え、子育て世代が安心して暮らすことができる環境整備の必要性が述べられています。また、子どもの医療や個々の発達段階に応じた見守り体制を検証しながら、仕事と家庭の両立や地域内での理解と協力による、子育て世代への充実した生活の支援について言及されています。

現在、姶良市の子育てに関する取組としては、以下のようなものがあげられます。

- 1歳6ヶ月児健診、3歳児健診などの健診事業（市民生活課健康増進係）
- 加治木保健センターでの遊ぼう会（市民生活課健康増進係）
- 男女共同参画推進講座「ダイアログカフェinあいら」（男女共同参画係）
- 「親子ふれあい教室」「親子体操」（社会教育課）
- 「子育てサロン」「あいら子育てサポートセンター」（社会福祉協議会）
- 「かごしま子育て支援パワード事業」（県・市）

また、市総合計画の中では、「あいら子育て支援センター（仮称）の整備」や保育所の待機児童の解消、各種保育サービスの推進、幼保一元化を含む次世代育成支援のための包括的・一元的な施設整備、在宅子育て家庭等に対する支援、小学校就学後の子どもたちが安全に安心して生活できる場の確保などが今後の施策の方向性として示されています。

3 今の子どもたち及び子育てを取り巻く環境

子育て審議会では、今の子どもたちの現状、子育てを取り巻く環境の課題、改善のための視点などについて、以下の内容が指摘されました。

(1) 子どもたちのよさ

- 真面目で一生懸命である。素直で、言われたことを一生懸命頑張る子どもが多い。
逆にもっと主体的になってほしい面もある。
⇒【素直で一生懸命】
- 少子化により一人一人が手厚く育てられるようになったためか、穏やかな性格で争いごとを好まない子どもが多い。
⇒【穏やかな性格】
- インターネット等の普及により、パソコン操作、情報収集能力に長け、知識が豊富な子どもが増えてきた。
⇒【高い情報収集能力と専門的知識】
- 自転車を押して横断歩道を渡ったり、手を挙げて横断したり、止まった車へお辞儀をしたりする等、交通ルールやマナーをよく守っている。
⇒【交通マナー、モラル】
- 全員ではないが、大勢の前でも堂々と自分の意見を言える子どもが増えてきている。
⇒【意見を述べる力】
- 学校生活内においてボランティア活動や体力つくりによく取り組んでいる。
⇒【ボランティア活動や体力向上への取組】
- 無邪気さや天真爛漫など、子どもらしさを備えている。
⇒【子どもらしさ】
- 勉強やスポーツなど一芸に秀でた子ども、自分の得意なものを持っている子どもが増えてきているように感じる。
⇒【得意分野】
- 全体的に優しい子どもが増えてきている。多くの子どもたちが特別支援を要する子どもへ思いやりのある言動をとっている。
⇒【思いやり、やさしさ】

(2) 子どもたちの課題

- 幼稚園でできるようになっておくこと、小学校6年生までにできるようになっておくことなどができない、発達の段階に沿って年齢に応じた生活の力が身に付いていない子どもが見られる。
⇒【発達の段階に応じた生活の力】

I 子育てをめぐる現状と課題

1 日本の現状

(1) 平成18年度の教育基本法改正から

平成18年に約60年ぶりに改正された教育基本法では、様々な社会環境の変化に伴う課題を背景とした子どもの課題として、基本的生活習慣の乱れ、学ぶ意欲の低下や学力低下傾向、体力の低下、社会性の低下、規範意識の欠如などが指摘されています。それらの課題を踏まえながら、同法では、教育の理念、目標に加えて、新たに「生涯教育の理念」、「家庭教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の項目が入ってきており、学校、家庭、地域社会等が一体となって教育の目標を達成するために連携協力して取り組む必要性が強調されています。

(2) 平成20年度の学習指導要領改訂から

「知識基盤社会」の到来やグローバル化の進展により、自ら課題を発見し解決する力、コミュニケーション能力、物事を多様な観点から考察する力、様々な情報を取捨選択できる力などの育成が求められています。それらを背景に平成20年に公布された現行の学習指導要領では、義務教育における国際性の視点を踏まえ、知・徳・体のバランスのとれた力である「生きる力」を育むという理念が示されています。この「生きる力」を育むためには、学校だけでなく、家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが大切であると述べられており、家庭、学校、地域等がどう協力していくかが重要な課題となってきます。

(3) 平成24年8月「子ども・子育て関連3法」の成立から

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図る目的で平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。その中で「子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つである。」と述べられています。本格的な人口減少社会が到来する中、子どもを生み、育てていくことへのサポートが強く求められており、国や地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するということが時代の要請、社会の役割となっています。

(4) 日本人の国民性から

私たちは、過去から未来へとつながる「いのちの縦糸」と、同じ時代と共に生きる「いのちの横糸」との接点に、かけがえのない一人として存在している。子どもが、その「いま」に立ち、自ら歩み始める時、そこに広がる「いのち」の大切さや喜び、その不思議さや重きを学び、自らの「いのち」を輝かせていくことができる。未来につなぐ教育は、変わらぬ部分のよさに軸足を据えつつ、変わるものに的確に対処していくことで確立されていくものである。その中でこそ、子どもは、誇りと志を胸に抱き、仲間とともに夢に向かうことの大切さを学ぶことができる。

～東日本大震災からの復興を期する大会として位置付けられた
平成23年度全国小学校校長研究協議会大会の主題設定理由から～

この文章には、いのちを受け継ぐ日本の子どもたちへの思い、日本人への思いがあふれています。東日本大震災という未曾有の危機に接した中で日本人が規律も礼節も失うことなく行動する姿は、世界中で称賛されました。日本人の国民性、精神性の中にある輝き、光を、いのちの重みとともに確かににつないでいくことが大切だと考えます。

- 好き、嫌い、辛い、我慢できないなど自分の意思を相手に明確に伝えることができない。自分の存在や考えを表現することができない子どもが多い。相手に対して、意見を文章で書くことはできるが、意思表示、自己主張ができない。
⇒【自分の気持ちや考え方を伝える力】
- 孤立感を抱え、人づきあいが苦手な子どもが見られる。
⇒【人づきあい】
- 周囲に対して過度の同調傾向があり、「空気を読む」という、周囲に同調して自己主張しない傾向が強くなっている。
⇒【過度の同調傾向】
- 叱られたり、ほめられたりするときの表情が無表情、無感情と感じられるなど、感情が表情に出てこない子どもが見られるようになってきた。
⇒【無表情、無感情】
- 壁にぶつかったときに、すぐ諦め、我慢して壁を乗り越えようとしない。ストレスに耐える力が弱く、自分の力で解決しようとしない傾向が見られる。
⇒【努力して壁を乗り越える力】
- 豊かさの中で育った子どもたちは、耐性が減ってきてているのではないか。切磋琢磨する機会が非常に減少していることからきているのでは。
⇒【耐性】
- 取り組むべき課題に対して、興味があることには一生懸命取り組むが、興味のないことには関わろうとしない。
⇒【大切なことについては興味のないことでも取り組む態度】
- 挨拶や返事が不十分である。挨拶を相手から言われたらできるが、自分から先に挨拶ができない。学校や少年団では挨拶がしっかりできるが、地域や家庭、施設など、他の場所で挨拶ができない。
⇒【自主的な挨拶・日常的な挨拶】
- ボランティア活動では、指示を受けて取り組むことができるが、自分で考えて自主的に行動することができない。指示待ちで動く様子が見られる。
⇒【指示待ち・自ら動く力】
- 集団の流れには乗ることができるが、集団をよりよい方向へリードしようとリーダーシップをとったり、逆にリーダーへ協力しようとしなかつたりするなど、自分の範囲のことしかしようとしてしない。
⇒【集団へ働きかける力の不足、内向き傾向】
- 携帯・メール、インターネットに費やす時間が非常に増え、それと引き換えに家庭での学習時間が減少している。メディアに接する時間の増大が脳の疲れも引き起こしているのではないか。
⇒【メディアと接する時間の増大と家庭学習時間の減少、脳の疲れ】

- 子どもたちが法事などの場面に立ち合う機会が減少し、いのちと向き合う機会が少なくなった。
⇒【いのちと向き合う機会】
- 室内遊びの時間が増えた反面、外遊びの時間が減少し、外で遊ぶ姿が見られなくなった。
⇒【外遊びの減少】

(3) 子育てを取り巻く環境の課題

- 家庭の教育力が機能している家庭とそうでない家庭の二極化が進みつつある。その差が学力や生活面や行動面でも影響を及ぼしてきている。
⇒【家庭の教育力の二極化】
- 父親の家庭教育への関わりが少ない。
⇒【父親の家庭教育への関わり】
- 雨の日の車の送り迎えなど、親の過保護・過干渉などの関わりが、子どもの自立を阻害する一因になっている。子どもへの愛情が過保護・過干渉、友達親子といった関わりで表現されるなど、親の気質の変化が見られる。
⇒【親の過保護・過干渉と気質の変化】
- 地域活動に中学生が参加しなくなっている。保護者も含めた地域行事への意識・関心の低下が見られる。中学生が出てくる地域行事があまり見られなくなった。地域行事以外の様々な活動による多忙化も要因ではないか。
⇒【地域行事への関心の低下・中学生が参加する地域行事の減少】
- 孤立感を抱え、人づきあいが苦手な子どもの話やその悩みを持つ親の方々の話を聞いてもらえる場が少ない。
⇒【悩みを相談できる場、話せる場】
- 小さい頃からの集団にもまれる生活の経験が少ない。また、いわゆる郷中教育など、異年齢集団による教育の場がなくなっている。世の中をどのように生きていくのか、先輩や大人、後輩や小さな子どもたちとどう関わればよいかなどの社会性が育まれる場がなくなった。
⇒【異年齢集団による社会性を育む場の減少】
- 子どもが安心して遊ぶことができる場が少なくなっている。子どもは外で遊ばないと想像力が育たない。
⇒【遊び場の減少】
- 家庭において、子どもが携帯、メール、インターネット、テレビ、ゲームなど、メディアに関わる時間について、家庭内でルールが徹底できず、家庭が学習環境として機能しづらくなっている。
⇒【メディアの氾濫と学習環境としての家庭の機能低下】

少子化、都市化、情報化、人間関係の希薄化、地域の教育力の低下など、現代の環境の変化により、子育てにおいてもプラスの側面とマイナスの側面が出ています。子育てに関わる大人の減少や親の過保護・過干渉等の問題、子育て環境の改善には、社会全体で課題を共有し、課題解決に向け協働で取り組んでいくことが重要になります。

(4) 今の子どもたちの課題と子育てを取り巻く環境の課題

今の子どもたちの課題	子育てを取り巻く環境の課題
<p>発達の段階に応じた生活の力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活の力の未発達 ○基本的な生活習慣の未確立 ○礼儀作法の未確立、規範意識の低下 <p>挨拶、返事、礼儀</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の中での挨拶、返事の不徹底 (日常への一般化) ○個人になると消極的 <p>自分の気持ちや考えを伝える力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分の考え、感情などの意思表示、自己主張の不足 ○自分を表現する力の不足、喜怒哀楽の表現力不足 ○気弱で内向き傾向 ○周囲に対する過度の同調傾向 <p>努力して壁を乗り越える力（耐性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐える力（耐性）の不足 ○自ら考え方行動する力の不足 ○深く考えないで行動する傾向 (思慮不足) ○自主性の欠如 <p>集団へ貢献する力の不足、内向き傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集団による外遊びの減少 ○集団の流れに乗るが、集団を引っ張るリーダーシップや積極性の不足 ○集団の課題解決への関わり不足 ○リーダーに協力姿勢の不足 <p>体験・異年齢集団における学び・外遊び</p> <ul style="list-style-type: none"> ○体験の少なさ ○地域活動への参加の減少 ○いわゆる郷中教育などの異年齢による交流や教え学び合う体験の減少 ○外遊びの時間、外向的な遊びの減少 <p>いのちと向き合う体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いのちと向き合う体験・場の減少 <p>家庭における学習時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭における学習時間の減少 <p>メディアと接する時間の増大・脳の疲れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○携帯・メール・インターネット等の時間の増大 ○メディアの有害情報 ○脳の疲れ 	<p>家庭、学校、地域、事業所がどう協働し働きかけるか（協働による子育て）</p> <p>家庭に関わるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭の教育力の低下 ○家庭の教育力の二極化 ○子どもの自立を阻害する家庭の関わり ○親の気質の変化 ○親の過保護(甘やかし)・過干渉 ○父親の家庭教育への関わり不足 ○学習の場としての家庭の機能低下 ○家庭の教育方針の明確化 ○子育て世代を支援するシステム (子育てサロン、個別訪問)の構築 <p>学校に関わるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自ら考え方行動する力の育成 ○自己表現力の育成 ○道徳性の育成 <p>地域に関わるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもをしっかりと見つめる地域活動の在り方 ○子どもが主体となる（計画に参画）地域活動の設定 ○子どもの居場所となる（自己表現できる機会を増やす）地域行事の設定 ○中学生が参加・参画できる子ども会づくり ○遊び場の減少 <p>事業所に関わるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代の支援の取組 ○職場体験学習による耐性、挨拶など、社会で必要とされる資質能力の体験的学びの提供、学校への出前授業 <p>異年齢集団による教育力構想</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ピアサポート（仲間による支え）による仲間づくり ○部活動の成果の波及 <p>市民として</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いつでも、どこでも、大人・市民による子どもへの声かけ（挨拶、ほめる、注意する）

II 子育て・人づくりを充実させるための視点

今の子どもたちの課題、子育てを取り巻く環境の課題を受けて、その解決のためにどのような視点で取り組む必要があるかについて、「目指す人間像」や「具体的な関わりや取組」を検討しました。

1 目指す人間像の共有

目指す人間像としては、市の教育振興基本計画の二つの目指す人間像を踏まえ、具体的な姿としてイメージしていくことが大切だと考えました。結果的に市教育振興基本計画（以下、振興計画）と比較しながら以下のようにまとめました。

振興計画では、一番目の目指す人間像を「知・徳・体の調和のとれた生きる力に溢れ、主体的に考え行動し、生涯にわたって学び続け、意欲的に自己実現を目指す自立した人間」としています。具体的な子どもの姿として、「確かな学力、思いやりの心、健康でたくましい体を備えており、主体的に考え、課題解決に向けて自分から行動し、他者に働きかけることができ、よりよく生きようと努力する姿勢がある姿」ととらえることができます。

【振興計画における目指す人間像(1)】

知・徳・体の調和のとれた生きる力に溢れ、主体的に考え行動し、生涯にわたって学び続け、意欲的に自己実現を目指す自立した人間

- ・確かな学力
- ・思いやりのある心 → 生きる力を備えている。
- ・健康でたくましい体
- ・主体的に考える。
- ・課題解決のために自分から行動する。
- ・他者に働きかける。
- ・よりよく生きようと努力する。

振興計画では、二番目の目指す人間像を、「郷土の自然、歴史、伝統、文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛する態度を養い、夢と志を持ち、公共の精神でこれからの中社会づくりに貢献できる人間」としています。具体的な子どもの姿としては、「ふるさとを愛し、誇りに思っている、集団への参画意識と集団変容・向上のための行動力を備え、将来への夢を持ち、他者に尽くし他者と共に歩むことができる姿」と捉えることができます。

【振興計画における目指す人間像(2)】

郷土の自然、歴史、伝統、文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛する態度を養い、夢と志を持ち、公共の精神でこれからの中社会づくりに貢献できる人間

- ・ふるさとを愛し、誇りに思っている。
- ・集団への参画意識と行動力を備えている。
- ・将来への夢を持っている。
- ・他者に尽くし他者と共に歩んでいる。
- ・よりよい集団を作ろうと率先して関わっている。
- ・社会への貢献という点から将来への志を具体的に描いている。

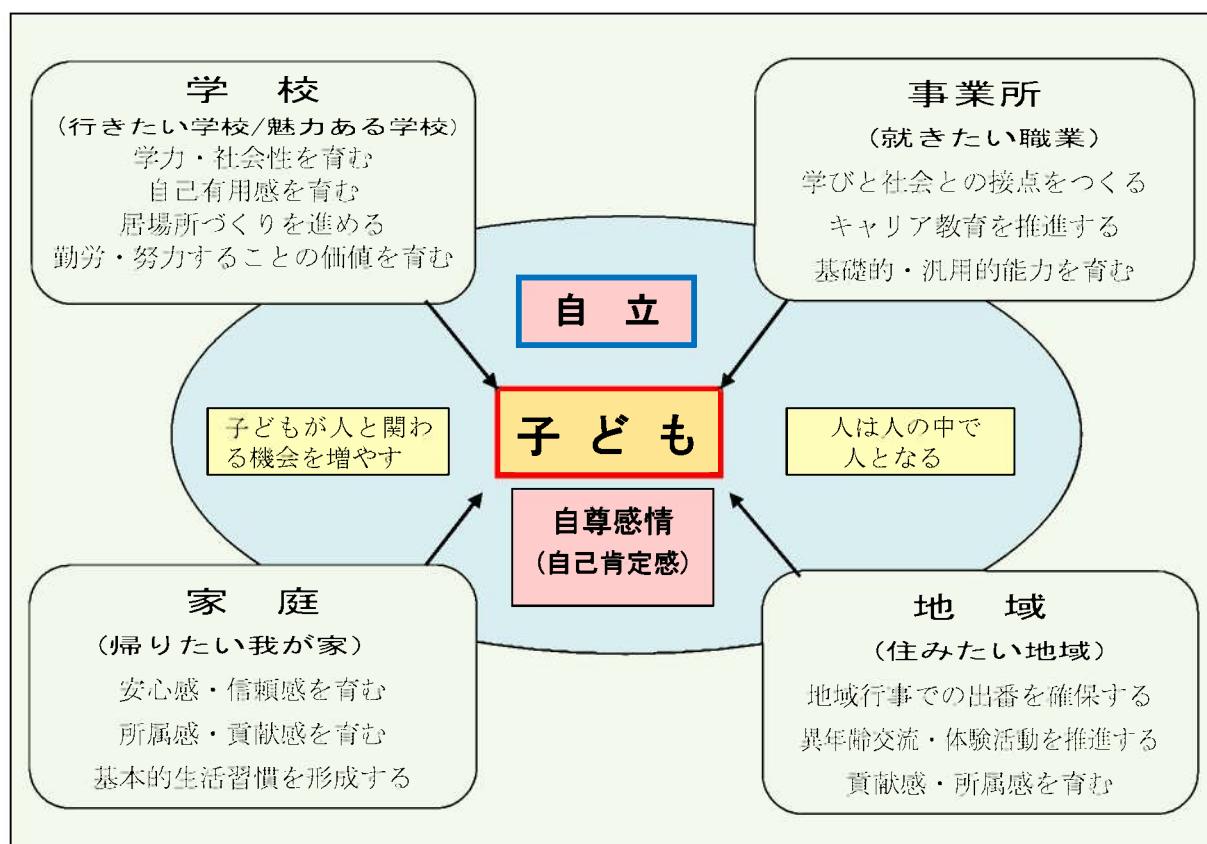
この二つの具体的な姿は、例えば「自分の思いを表現する力や自ら行動する力の不足」といった子どもの課題として挙げられたものが改善された姿と言えるものになっています。これらの具体的な子どもたちの姿を実現するためには、家庭、学校、地域、事業所が「～な姿になってほしい。成長していくってほしい。」と目指す姿を共有していくことが大切です。子どもに関わるすべての大人が意識的に関わっていくことが重要です。

2 具体的関わりや取組の視点

子どもが課題を乗り越え、望ましい資質や能力の獲得に向け成長していくために、子どもの中にどういった感覚や感性が育っていく必要があるのかを確認しておくことが重要です。そのためには、子どもの発達の段階の特徴と各段階で重視すべき課題にどのようなものがあるか、どういった関わりが必要かを確認しておくことが大切です。本審議会では今の子どもたちに必要なものとして、以下のようなことが出されました。

※ 発達の段階と重視すべき課題については、平成21年9月の「子どもの德育に関する懇談会」による文部科学省調査研究協力者会議報告（※資料5）が参考になります。

具体的に必要なもの	子どもの中に育むもの・感覚
【家庭】乳幼児期における親子のスキンシップや遊び、読み聞かせ	⇒ 安心感・信頼感
【家庭】家庭でのお手伝い体験等の役割を持たせる働きかけ	⇒ 貢献感・所属感
【学校】自分で考え行動することのよさを実感させる活動	⇒ 自ら考える力・学力
【学校】自分の居場所と役立ち感を実感させる活動・働きかけ	⇒ 自己有用感・社会性・絆
【地域】地域行事の中における不登校の子どもたちの出番等	⇒ 安心感・所属感・絆
【地域】異年齢体験を深める場の設定	⇒ 社会性・人間関係
【事業所】働くことの大変さとやりがいと喜びの体験	⇒ 学びと社会とのつながり



子どもの自立に向けて、家庭、学校、地域、事業所が協働で子育て・人づくりに関わっていくことが重要です。そのためには、子どもの中に、人ということの安心感と人への信頼感を育むことを基盤に置きながら、他者への貢献感や集団への所属感、自己有用感を育んでいくことが重要だと考えます。そのことで自己肯定感、自尊感情が高まり、他者と協調しながらよりよい社会づくりに貢献しようとする意欲が育まれてくると考えます。

3 課題解決に向けた協働の取組を進めるにあたって

(1) 子育てに関わる認識の共有

「子どもは姶良市の宝、そして日本の宝」、「子どもは社会の希望、未来をつくる力」であり、子育て・人づくりは社会全体で協働により進める社会的な営みであることを共通認識することが重要です。昔から「人の子も我が子」、「地域の子は地域で育てる」など、社会全体で子育てに関わることの教えが受け継がれていますが、少子化、都市化、情報化、人間関係の希薄化など、近年の時代状況を踏まえると、これまで以上に意識的に大人が関わっていくことが大切です。

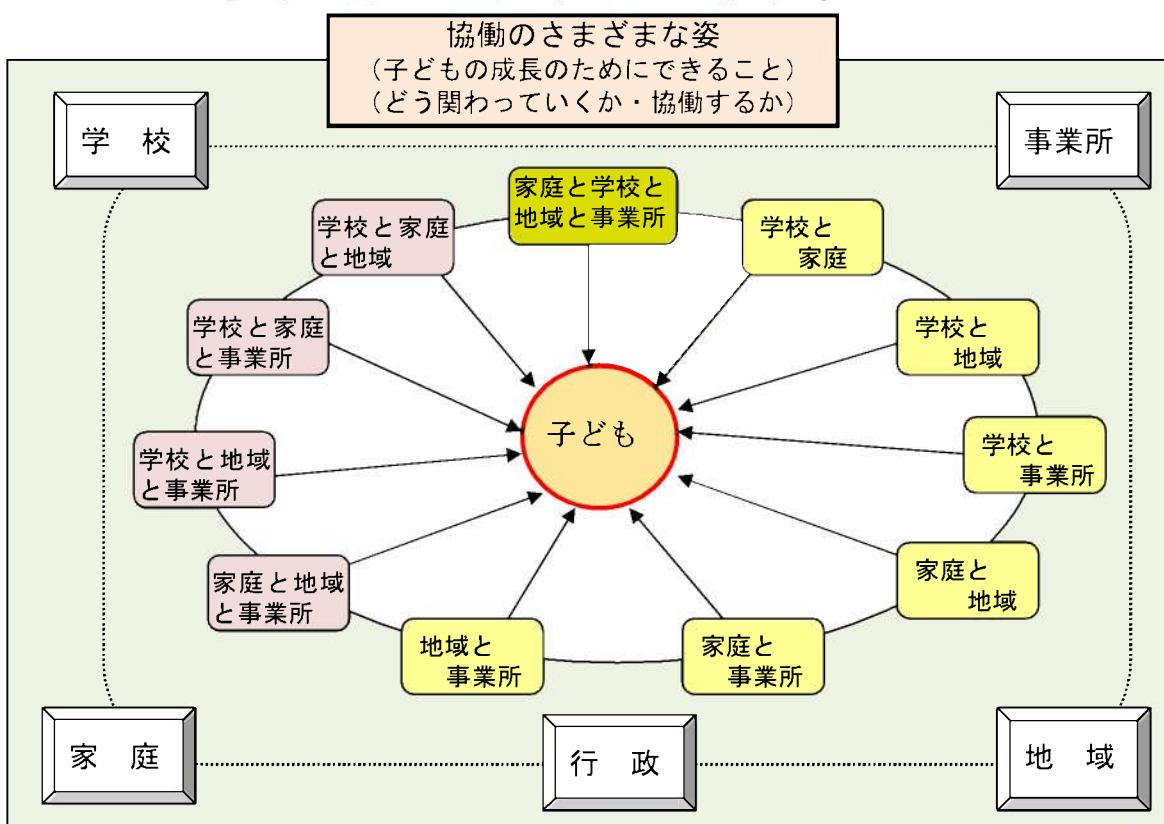
(2) 協働の考え方

これまで家庭、学校、地域の三者連携という表現で教育を語る状況がありましたが、これからは同じ目標を共有し、協力して行動レベルで具体的に子どもに働きかけていく「協働」の取組が重要だと考えます。

協働 (cooperation ; collaboration) : 同じ目的のために協力して働くこと。

家庭、学校、地域、事業所が協働していく場合に、考えられる姿として、「家庭と学校」、「家庭と地域」といった二者の組み合わせや、「家庭と学校と地域」「家庭と学校と事業所」などの三者の組み合わせ、「家庭、学校、地域、事業所」という四者によるものが考えられます。

協働の具体的な姿をまとめると以下のようなイメージとなります。



(3) 役割と責任

協働していくにあたって、家庭、学校、地域、事業所がその役割と責任を明確にしていくことが大切です。「家庭の役割と責任は何か」、「学校の役割と責任は何か」など、それぞれの立場の持つ役割と責任、期待される役割と責任を明確にし、各立場の大人がしっかりと自覚して関わっていくことで、協働の取組がより効果的なものとなっていくものと考えます。そのことを実現するために、本審議会では、家庭、学校、地域、事業所のそれぞれの役割と責任を明確にし、協働の取組として具体的にどのようなことが考えられるかを検討していきました。

(4) 学校・地域融合型の社会イメージ

本審議会は、「学校・地域融合型人づくり事業」として発足しており、「学校・地域融合型」がどのような関係を形成していくのか具体的なイメージを共有しておくことが大切だと考えます。

【地域とともにある学校づくり】

現在、学校関係者評価等の活用により、地域の声を活かした学校運営の充実・改善の取組が推進されています。また、「学力向上アクションプラン」事業として、中学校区を単位に小学校、中学校、家庭、地域が連携し、子どもの学力向上のための取組が展開されています。これらの取組を協働の考えに基づき、学校と地域の「融合」レベルまで発展させていくためには、学校を核とした地域コミュニティのまとまりを形成していく「地域とともにある学校づくり」の推進が大切だと考えます。

地域とともにある学校

- すべての学校が、地域の人々（保護者・地域住民等）と目標を共有した上で、地域と一緒にとなって子どもたちを育む。
- 子どもを中心に据えた学校と地域の連携は、子どもの成長にとどまらず、大人の学びの拠点を創造し、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てることにつながる。
- 平素からの学校と地域の関係づくりが、子ども、保護者、地域住民、教職員など、そこに関わるすべての人々の自発的な学びや成長を促し、子どもたちを守り、地域を守ることにつながる。
 - ① 子どもの「生きる力」の育成
(子どもの自立に向かう子ども像の共有とその実現)
 - ② 教職員、保護者、地域住民等がともに成長
(地域の教育力向上)
 - ③ 学校を核とした地域ネットワークの形成
(地域の活力向上)
 - ④ 地域コミュニティの基礎力の高まり
(地域の礎の構築)

【結びつきが緩やかで助けを求めやすい雰囲気がある地域】

学校と地域が融合する姿は、地域の中でお互いがお互いを支え合うことを基礎につくられると考えます。子育てや人づくりが充実する地域コミュニティの姿を以下のようにとらえました。

結びつきが緩やか

- 一人一人の考えを尊重し、多様性を重視する。
- 新しく地域に住むようになった方々を温かく受け入れ、接していく。

助けを求めやすい

- 悩みや問題を抱えた時、助けを求めやすい雰囲気がある。

主体的・積極的に関わる

- 様々な課題に対して、当事者意識を持ち、主体的・積極的に関わる。

III 家庭、学校、地域、事業所、行政の役割と責任

1 家庭の役割と責任

(1) 基本的な役割と責任

家庭は、「教育の原点」であり、人への基本的な信頼感の形成を基盤として、よりよく生きていく上で大切なものを育み、人の生涯にわたって深く影響を与える重要な場です。

家庭の基本的な役割と責任を以下のようにまとめました。

家庭は、子どもにとって安心できる「居場所」となるよう、子どもの中に信頼感、安心感、所属感、貢献感を育み、生活に必要な基本的な習慣を身に付けさせ、自立心を育て、心身のバランスのよい発達を促していくこと。

具体的には、以下の4点が大切だと考えます。

- 親（子どもを保護する責務を有する保護者）は愛情をもって子どもに接し、子どもの中の人への基本的信頼感（愛着形成）と安心感をしっかりと育てること。
- 親は自分の言葉や行動が直接的、間接的に子どもに影響を与えることを自覚し、親自ら人生を語り、言動の手本を示すとともに、子どもの自尊感情を育てながら望ましい生活習慣の形成を行うこと。
- 手伝いなどに取り組ませたり、家族同士助け合ったり、協力して何かをやり遂げたりする活動に取り組む中で、家族への貢献感と所属感を感じとらせること。
- 発達の段階に沿って、心と体を調和的に育み、子どもの生活全般において自立心を育んでいくこと。

（参考）『教育基本法 第10条『家庭教育』』から

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 発達の段階に応じた役割と責任

【乳幼児期】

乳幼児期は、親子の絆や心と体の基礎を育てる大切な時期であり、子どもを心から慈しみ、愛情豊かにふれあう中で、子どもは親の愛情をしっかりと受け止め、信頼関係を形成すること。

【小学校期】

小学校期においては、学習能力や感性が大きく発達し、知識をどんどん吸収する時期であり、してよいこと、してはいけないことを教えるながら、できるだけ自分で解決できる姿を見守るゆとりをもつこと。

【中学校期】

中学校期は、甘えや反発など幼い心を引きずっている反面、一人前でありたいという自我意識が芽生え、自立へ向かう時期であり、このような時期こそ、親子で語り合い、ふれあうこと。

すべての年齢期の子どもたちにとって、家庭が、安心して頼れる「安全基地」であり、安心して帰れる「居場所」となるよう、家庭としての役割を果たしていくことが大切です。

(3) 協働の視点に基づく役割と責任

家庭内における親の役割と責任について、見落としてはならない視点があります。それは、子どもの成長のために、学校、地域、事業所といった家庭外の教育機能を有効に活用していくということです。

そこで、家庭外との関係をつなぎ、関係を活かすという「協働の視点に基づく役割と責任」を以下のようにまとめました。

- 子育ての悩みや不安を抱えている場合は、自分で抱え込まずに保護者同士で助け合ったり、学校や地域の公民館、行政機関の相談所等を活用し、相談したりすること。
- 学校と子どものよさや課題を共有し、子どもの自立に向けて、発達の段階に応じた課題を達成し、成長できるように学校と連携を深めること。
- 「人は人の中で人となる」という考えに基づき、地域の活動に積極的に子どもを参加・参画させ、集団活動、異年齢の交流活動を体験させていくこと。
- 図書館、博物館などの文化施設の積極的活用や、行政機関や事業所等の各種交流・体験イベントへの参加など、社会資源や交流体験の場を活用すること。

(4) 家庭の役割と責任を果たす具体的な取組内容

- 子育ての方針の明確化
 - ・「我が家の家訓」、「我が家の教育のきまり」などの作成
- 親子の語らいの場・時間の確保
- 体を通したふれあい活動や体験活動の場の確保
- 親子のスキンシップを深め、心の絆を深める活動
 - ・子どもを抱きしめる活動（ハグ育の実施）※ハグ=hug「抱きしめる」という意味（一日一回抱きしめ、精神的な抱きしめ、「親はいつも自分の味方」という意識）
- 基本的生活習慣の確立を図る活動
 - ・「早寝・早起き・朝ご飯」
 - ・ノーテレビデー（タイム）、ノーゲームデー（タイム）の実施
- 本に親しむ活動の推進（家庭内の読書活動）
 - ・ブックスタート運動（乳幼児期の読書の充実）
 - ・絵本の読み聞かせ
 - ・親子読書運動
- 子育てサークルや子育て講演会等の学習機会への参加
 - ・「子育て支援センター」としての幼稚園の活用
 - ・子育てサロン（地域や行政機関）の活用
 - ・学校における家庭教育学級への参加
 - ・就学前の子どもを対象にした子育て講座への参加
- 乳幼児健診、就学時健診の活用

2 学校の役割と責任

(1) 基本的な役割と責任

学校の果たすべき基本的な役割と責任を以下のようにまとめました。

- 学校における全ての教育活動を通じて「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた総合的な力である「生きる力」を育むこと。
- 基礎的・基本的な知識技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するため必要な思考力・判断力・表現力、その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うこと。
- 自らを律しつつ、他入とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むこと。
- 生涯にわたって運動に親しみ、健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現できるよう、一人一人に応じた体力の向上を目指し、たくましく生きるために健康や体力を育むこと。
- 子どもにとって自分の居場所があり、自己有用感を感じることができる「魅力ある学校づくり」を進めること。
- 人と関わっていく力（円滑に入間関係を結んでいく力）としての「社会性」を育むとともに、努力する力と我慢する力としての「耐性」を育んでいくこと。

※ 「生きる力」を備えた目指す具体的な人間像

- ① 基礎的な知識や技能を持つ人間（基礎学力、専門知識、語学力、ＩＣＴ技能など）
- ② 課題を発見し、自ら考え行動する力を持つ人間（あらゆるものに熱意と関心を持つ、論理的な思考ができる、判断力を持つ、創造性が豊かである、他に依存しないで自立して行動できる、他者と協力し合うことができる）
- ③ 豊かな人間性、高い倫理観を持つ人間（他者との人間関係をしっかりと持てる、豊かな教養、社会規範をしっかりと持ち倫理観を維持できる）

(参考)「教育基本法 第6条第2項『学校教育』」から

前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。

(2) 協働の視点に基づく役割と責任

学校の役割のもう一つの視点は、「子どもを取り巻く家庭、地域社会、事業所等との連携を深める」ということです。学校は自己完結的に存在し得るものではなく、学校の周辺に位置する様々な組織や団体によって支えられて成果を上げられるものです。したがって、「生きる力」の育成は、学校のみで育まれるものではなく、多様な人々と関わり、多様な体験を重ねていく上で育まれるものと考えていくことが重要です。その意味でも、家庭や地域の人々の協力を得るなど、学校は家庭や地域、事業所との連携を深める必要があります。

協働の視点に基づく学校の役割と責任を、以下のようにまとめました。

- 「子育て・人づくり」を学校と一緒にになって進めていくという認識を育て、家庭の教育力を高めながら協働の実践を進めていくために、PTA活動等を活用しながら家庭との連携を図ること。
- 地域の教育力（学校支援の中での地域人材活用など）を活かすことで学校の教育活動が充実し、「生きる力」が育まれるという考えに基づき、地域との連携を図ること。
- 家庭、地域、事業所等へ広く学校の教育活動を紹介するとともに、学校関係者評価等を活用しながら、「地域とともににある学校づくり」を進めること。
- 実生活・実社会との学びのつながりを明らかにするとともに、キャリア教育の視点から事業所や行政機関との連携を図ること。

「地域とともににある学校」とは

地域とともにある学校は、学校と地域住民が学校像や子ども像を共有し、それが当事者意識を持ちながら一体的に地域の子どもたちを育んでいく学校のことです。

(3) 学校の役割と責任を果たす具体的な取組内容

1 「生きる力」を育成する取組

- 「確かな学力」の定着・向上
 - ・各教科・領域等の学習指導の充実、思考力・判断力の育成、問題解決的な学習の展開、言語活動の充実
- 「豊かな心」の育成
 - ・心の教育・道徳教育の充実、生徒指導の充実、読書指導、豊かな体験活動の充実
- 「たくましい体」の育成
 - ・体育・保健体育の授業の充実、健康教育の充実、体力・気力つくり、コーピングスキル（ストレスなどに対応できる力）の向上、食育の充実

2 子どもを取り巻く社会環境との連携を深める取組

- 家庭と連携した取組
 - ・基本的生活習慣の向上を図る取組（学級・学年PTA等、家庭教育学級、講演会等）
 - ・家庭学習の習慣化を図る取組（「姶良市家庭学習の手引き」による啓発活動等）
- 地域と連携した取組
 - ・地域人材（人、事業所、関係機関等）を有効活用した教育活動の実践（講演会、学習支援ボランティア等）
 - ・地域行事等における児童・生徒の活躍の場の設定（地域こども会・生徒会の取組、地域行事への参加及び地域行事・文化の継承等）
- 事業所と連携した取組
 - ・職場体験学習等を通したキャリア教育の視点に基づく取組
 - ・学校への事業所からの出前授業や講師派遣

3 地域の役割と責任

(1) 基本的な役割と責任

地域の中で大人や異年齢の子どもと交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感が育まれることから、地域は子どもが生活し成長する場といえます。

地域の基本的な役割と責任を以下のようにまとめました。

- 子どもが地域での多様な体験及び様々な人や自然とのふれあいを通して、豊かな人間性や、ふるさとを大切に思う気持ちを育めるようにすること。
- 文化や規範を共有する場であり、地域の人々が自分の住む地域に誇りと愛着を感じ、地域の大人们たちが手を携えて子どもたちを育していく環境をつくること。
- 子どもが地域の伝統文化を理解し大切にする心や地域社会のために積極的に貢献しようとする心を養うために、地域の行事を魅力あるものとしていくこと。
- 「地域の子は地域で育てる」という考え方を共有し、伝統的な行事や体験活動、交流活動など、地域での活動を充実させていくこと。
- 子どもへの声かけ、見守りなど、子どもの育成に積極的に関わり、安全で健やかに育つ環境づくりをすること。
- 子どもが地域社会の一員として、地域の行事及び活動に参加又は参画できる機会をつくること。

核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを起因とする子どもを取り巻く環境の変化により、子どもたちを良好な人間関係の中で育成することが困難な時代になっていますが、姶良市には、世代間交流事業や学舎など昔ながらの教育や風土を大切にしながら、地域全体で子どもたちを支える素地が備わっています。

地域の責任として、この伝統を大切にしながら、「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち続けることが大切です。

(2) 協働の視点に基づく役割と責任

教育基本法では、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の重要性が述べられており、地域はこれまで以上に学校や家庭と連携を深め、子どもの将来の自立に向け、より意識的に関わっていくことが求められています。

協働の視点に基づく地域の役割と責任を以下のようにまとめました。

- 教育への関心が高く具体的に熱心に関わることで地域の学校が良い学校になっていくという認識をもち、地域の大人们たちが自ら主体的に地域の子どもたちの教育に関わっていくこと。
- 伝統芸能や様々な体験活動等を通して、子どもたちに先輩や地域の大人们との間に斜めの人間関係（世代を越えた多様な人間関係）を形成させること。
- 学校と地域が連携した子どもを中心に置いた活動を通して、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てながら地域の大人们的学びの拠点としての学校をつくり出すこと。
- 学校内で教員が子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、学校の抱える課題を解決するためにも、地域の大人们的情報提供や協力・支援を進めること（学校支援事業）。

(3) 地域の役割と責任を果たす具体的な取組内容

- 自治会、子ども会活動の充実
 - ・それぞれの地域の特性を活かしながら、事業を開催する。
- 世代間交流事業の継続
 - ・蒲生地区で実施されている公民館を核とした世代間交流事業を広めていく。
- ふるさとチャレンジャー事業（プロジェクト・ヤング・チェスト事業：仮称）
 - ・ふるさとの良さを見直す異年齢の体験活動
- 学校支援事業（スクール・サポート・ボランティア事業）
 - ・地域の人才培养を通して学校を支援する活動
- モラリティ・インプルーブメント・ミーティング（道徳性の向上を目指す協議会）

4 事業所の役割と責任

(1) 基本的な役割と責任

職業選択の先駆者をするモラトリアム傾向の若者の増加、フリーター志向の広がり、若年層の失業率の上昇、就職後の早期離職者の増加等が我が国が長く抱える社会問題となっています。これらの課題解決に向けて、地域社会の構成要素の一つでもある「事業所」は、学びと社会とのつながりを示していくことが求められます。

事業所の果たすべき基本的役割と責任を以下のようにまとめました。

- 地域社会の一員として、子どもの育成に責任を負うとともに、自立する子どもの育成が将来の人才培养する大切な営みであることを自覚し、子どもたちや地域に関わっていくこと。
- 子どもにとって、安全で良好な環境づくりを推進すること。

次世代を担う人材を地域ぐるみで育もうとする中で、事業所のサポートは地域にとって大きな助けとなります。地域社会と一体となることで、地域人材の中から将来的に事業所を支える人材が輩出されるなど、望ましい支え合いのサイクルが生まれることが期待されます。

(2) 協働の視点に基づく役割と責任

- これから必要とされる「基礎的・汎用的能力」を育成するキャリア教育の視点から、「勤労観」「職業観」を育む機会を提供する場として、学校や社会教育施設等の求めに応じて、職場見学、職場体験、講師派遣等に協力すること。
- 事業所は、事業所に勤務する保護者が、仕事と子育てを両立しやすい職場環境を整えるように努めること（ワーク・ライフ・バランス）。
- 自らの事業所において、子どもの育成に関するボランティア活動を奨励すること。

学校で得た職業に関する知識を更に深めたり、職場体験学習等による疑似体験や間接体験をさせたりすることで、職業について実感をもって学ばせたりするなど、事業所の果たす役割は非常に大きいと考えられます。

(3) 事業所の役割と責任を果たす具体的な取組内容

1 職業観を育む機会を提供する取組

- 専門的人材の効果的活用
 - ・様々な機会をとらえて、子どもたちに学ぶ意義を教えたり（職業人に学ぶ）、地域社会の発展に人的・物的に貢献したりする。
 - ・職場体験学習等を通して、児童・生徒に勤労観・職業観を学ぶ機会を提供する。

2 地域社会と一体となった取組

- 地域社会に専門家を派遣したりする活動（学校における職業人に学ぶ、地域行事への専門家派遣等）を行う。

5 行政の役割と責任

(1) 基本的な役割と責任

- 行政は、市総合計画に基づき、「子育て支援のまち」及び「子どもの自立に向け豊かな人間性を育むまち」を目指し、関係機関と協働しながら総合的な取組を推進すること。
- 行政は、家庭、学校、地域、事業所が、それぞれの果たすべき役割と責任に基づき、協力して自立する子どもの育成を推進できるように支援に関して必要な措置を講じること。
- 行政は、広報や様々な機会を捉え、「姶良市の大人全員による市民総がかりで次世代を担う子どもを育てる」という子育て・人づくりの共通認識を市全体に醸成していくこと。
- 市民協働による自立する子どもの育成を目指し、適切な教育環境の創造と持続のために必要な施策を推進すること。

(2) 協働の視点に基づく役割と責任

- 行政は、家庭、学校、地域、事業所がそれぞれの果たすべき役割と責任に基づき、市民協働による自立する子どもの育成が行われるように、総合的な調整と支援を行うこと。
- 子どもの将来の自立の基礎となる資質能力等を育むために、協働の取組の担い手である家庭、学校、地域、事業所のニーズに応じて、重点的・具体的な事業・取組を推進すること。
- 行政は、自立する子どもの育成を推進する施策の実施にあたっては、市民の理解と協力を得るために十分な広報活動を行うとともに意見等の把握に努めること。また、施策遂行後の結果や子どもの変容等についても必要に応じて市民に周知していくこと。

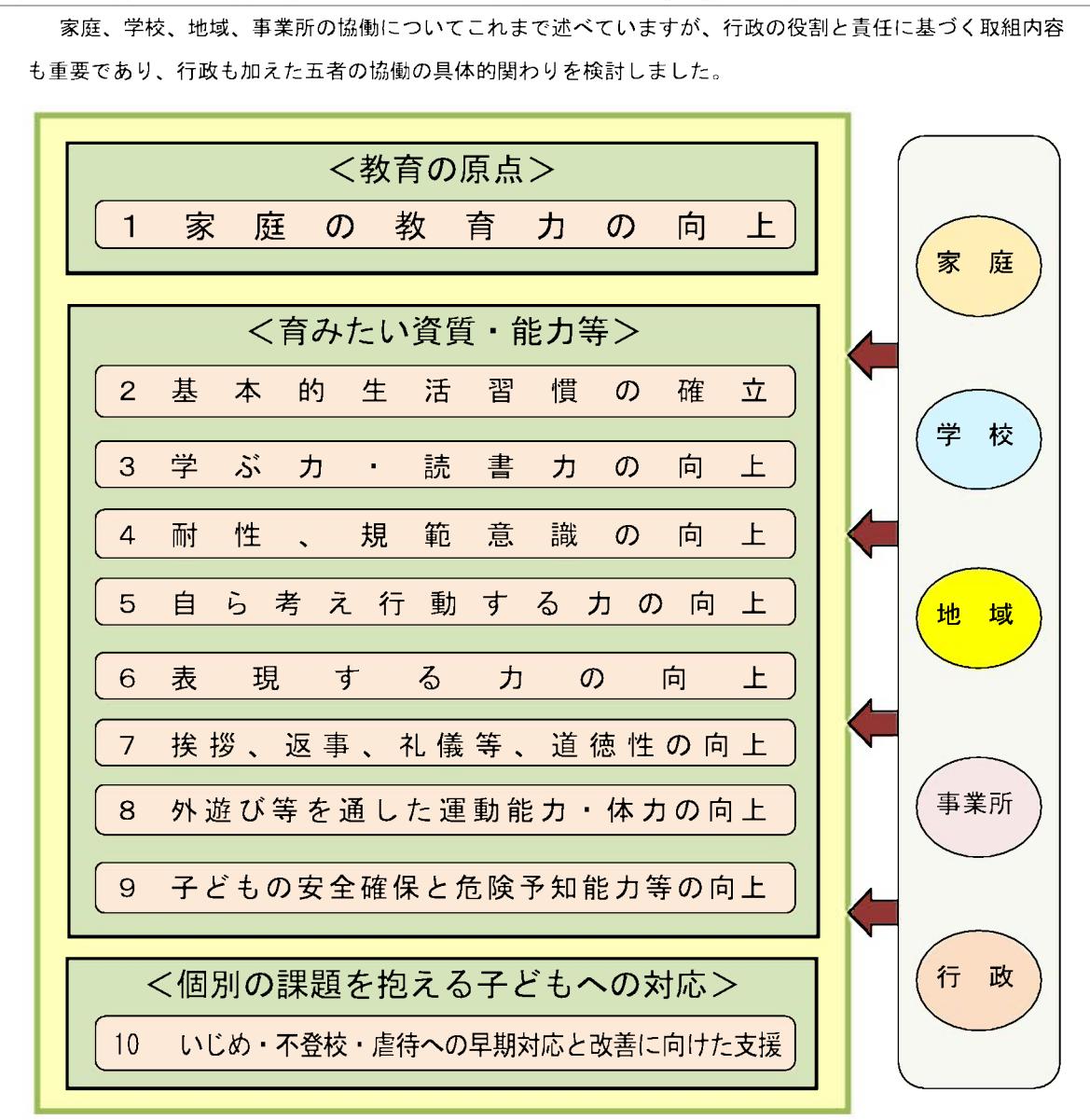
(3) 行政の役割と責任を果たす具体的な取組内容

- 市総合計画に基づく子育て支援の具体的施策の推進
- 市教育振興基本計画に基づく社会全体による協働の子育て・人づくりの推進
 - （学校教育の充実）（家庭、学校、地域、事業所の四者連携による協調・協力体制の構築）
 - （地域人材の活用）（事業所の理解・協力の推進）（子どもの自主活動の支援）
 - （相談体制の充実）（子どもの教育を支援するネットワーク推進）
- 子育てや教育に関する具体的提言の把握等による行政市民双方向の子育て・人づくりの推進
- 地域における教育力の向上と地域ぐるみの活動充実の支援
- 青少年育成活動の推進

IV 「始良っ子」を育てる協働の関わり

今の子どもたちの課題と子育てを取り巻く課題を受けて、改善に向けてどのように取り組んでいけばよいかを検討しました。はじめに、子どもを育てる第一義的な責任を有し、教育の原点として子どもの生涯にわたって子どもに影響を与える家庭に焦点をあて「家庭の教育力の向上」の項目を取り上げました。次に、子どもの将来の自立に向けて、育みたい資質・能力として「基本的生活習慣の確立」、「学ぶ力・読書力の育成」など8つの項目を取り上げました。さらに、いじめや不登校、虐待など個別の課題を抱える子どもへの対応に焦点を当て、「いじめ・不登校・虐待への早期対応と改善に向けた支援」という項目を取り上げました。全部で10項目の視点に基づき、家庭、学校、地域、事業所、行政がどのように協働していけばよいかをまとめました。

家庭、学校、地域、事業所の協働についてこれまで述べていますが、行政の役割と責任に基づく取組内容も重要であり、行政も加えた五者の協働の具体的な関わりを検討しました。



各立場における具体的な取組を進めるにあたっては、相互に十分連携を図り、ねらいを共有していくことを前提しています。例えば、事業所における職場体験学習の実施にあたっては、事前に学校と事業所がねらいや配慮事項を確認し、取り組むようにします。

以下、10項目の協働の関わりについては、「基本的な考え方」、「各立場における取組の視点」、「具体的な取組・事業（例）～こんな取組・事業があれば～」の3つの観点でまとめました。

1 家庭の教育力の向上

(1) 基本的な考え方

家庭は、子どもが成長する基盤となる場であり、子どもにとって安心できる安全基地でもあります。子どもの将来の自立に向けて子育て・人づくりを考える際に、親がどのように子どもに関わっていくかは大変重要になります。家庭の教育力は、子どもの成長発達を左右し将来にわたって影響を与えるものであり、その意味において「家庭は教育の原点」ととらえられます。核家族化、地域の教育力の低下、人間関係の希薄化等による家庭の教育力低下の現状を受けて、社会全体で家庭を支え、教育の基盤となる家庭教育の充実を図る必要があります。

(2) 家庭における取組の視点 … <家庭の教育力の向上>

- 親は、「家庭は教育の原点であり、将来にわたる生きる基盤が形成される場」ということを強く認識するとともに、子育ては、自分の子どもを責任をもって育てる第一義的な意味と、将来、社会に貢献できる人を育てる社会的な意義があることを自覚することが大切です。
- 家庭では、子育ての方針として「我が家の家訓」、「我が家の教育のきまり」など具体的にまとめ、一貫性のある教育を進めることが大切です。
- 乳幼児期には、明るく語りかけながら接することが大切です。また、親子で一緒に遊んだり、絵本の読み聞かせをしたりすることを通して、親子の信頼関係が強くなり、子どもの感性や豊かな心が育ってきます。
- 小学校期には、「早寝・早起き・朝ご飯」や、決まった時間に家庭学習や読書を行うなど、基本的な生活習慣を身に付けられるようにすることが大切です。また、手伝いを通して、家族の一員であることを自覚させたり、親子で共に自然体験を行うことを通して生命の尊さを実感させたりしていく中で、道徳性を育んでいくことが大切です。
- 中学校期には、家族の一員であると同時に地域行事や活動へ積極的に参加されることにより、集団の中での役割意識や自覚化を図り、人の多様な考え方を知る機会をつくることが大切です。また、自立への支援のために親子でじっくり語り合う機会を設けることが重要です。

(3) 学校における取組の視点 … <家庭の教育力の向上>

- 学校では、保護者との連携を深め、PTA活動を通して学校と家庭が協働で子どもを育てる体制を整えていくことが大切です。そのためには、子どもの将来の「自立」に向けて、学校PTAが教育理念を共有し、PTAの活動を関連づけて展開していくことが必要です。
- 各学校においては、保護者向けの家庭教育学級を開設し、保護者同士が子育て・人づくりに関する意識を高めるとともに、子どもとの関係が深まる具体的な活動を計画していくことが大切です。また、PTAや家庭教育学級への参加があまり見られない家庭への配慮を考え、個別の連絡手段や啓発方法を工夫していくことも必要です。
- 学校は、基本的生活習慣の確立や家庭学習の時間や読書の時間確保など、家庭で取り組むべき教育内容について積極的に情報発信するとともに、親子読書などの子どもと親の関係を形成する親子課題や家庭学習の見届けなど、子どもに親が関わる場や方法を具体的に示し、家庭の教育力が育まれる環境づくりに取り組んでいくことが必要です。

- 学級PTA、学年PTA活動を活性化し、保護者同士のネットワークの深まりを進める手立てを講じ、子育てに関する共同体の意識を醸成していくことが大切です。また、子育てへの父親の参加を促す「おやじの会」などの充実を支援し、子育てに関わる緩やかなつながりを作り出す働きかけや環境づくりも大切になってきます。
- 幼稚園の子育て支援センター的な機能を活用した、幼児を持つ保護者同士が気軽に相談でき子育ての悩みを共有しながら、子育てへの安心と自信を育てていく語らいの場を多く設けることも必要です。

(4) 地域における取組の視点 … <家庭の教育力の向上>

- 地域では、地域の子育てを経験した年輩の方から子育ての知恵を伝授する場や、子育て世代の親同士が交流を深め、悩みを共有したりする場、子育て講師を招聘し親が学ぶ場などを設け、地域コミュニティの中で子育て世代を支えるシステムを作っていくことが大切です。
- 公民館組織における家庭教育部会などを活用した取組を充実し、例えば、家庭教育部会のメンバーが「ママ友サロン」として子育てを語る場を設定していくことが大切です。
- 家族単位で参加するオリエンテーリングや山登り体験など、親子の絆を深め、親の教育力が発揮されるような親子の体験活動を企画していくことが大切です。
- 地域における父親同士の交流や「父親の子育て」について年輩の方の話を聞いたり、質疑応答や交流したりする場を設け、父親としての子育てを考える機会を設けることが大切です。

(5) 事業所における取組の視点 … <家庭の教育力の向上>

- 子育て世代の親が、育児と仕事の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、仕事をしながらも必要なときに子育てに向き合うことができるよう子育て支援を進めていくことが大切です。また、事業所内の託児所などの設置も子育て支援として大切な取組です。

ワーク・ライフ・バランスとは

「働く人が仕事上の責任を果たそうとすると、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことに取り組めなくなるのではなく、両者を実現できる状態のこと」(平成18年10月、厚生労働省)

- 学校のPTA活動や地域の子育てに関する行事等へ参加する際は、事業所として参加しやすい体制を配慮し、子育て支援の環境づくりに配慮していくことが大切です。
- 家庭教育学級や公民館の家庭教育部会等に、仕事と家事・育児の両立を図り、生き生きと働いている子育て経験者を事業所から講師として派遣し、子育ての工夫や秘訣、具体的な課題を乗り越える方法など、一緒になって考えていく姿勢を示していくことが大切です。

(6) 行政における取組の視点 … <家庭の教育力の向上>

- 初めて親になる方を対象に講演会（例：「子育て講演会～親になる方へ伝えたいこと〇章～」）を通して親になる心構えや社会の願いや期待を伝えていくとともに、「参加型の研修会」を通して、子育てに対する問題意識を高め主体的に考えていく場を設けることが大切です。
- 子どもの発達の段階や発達課題、発達に沿った子育てのポイントをまとめた冊子等を作成し、親も含め、さまざまな関係機関に配付することで、親の育児不安を軽減し見通しを持せるとともに子育てを支える大人の子どもや家庭への関わり方が明確になります。

- 一定の年齢段階における検診を通して、子どもの教育・健康状況等を把握するとともに配慮が必要な場合は関係機関につなぎ、子育ての不安を軽減していく取組が大切です。
- 子どもの発達や成長、育児全般で不安や悩みを抱え、孤立している家庭について、状況を把握し関係機関と連携した相談体制・支援体制を整えることが大切です。
- これから親になる若い世代（高校生、大学生など）を対象に、保育体験を通して子育てを実感させる取組や子育てに関する講演会等を実施し、子育てへの好ましい感情や期待感を育んでいくことが大切です。また、「性に関する教育」について、発達や健康、子育ての視点からも取り上げ啓発を図っていくことが次世代育成の観点においても大切です。

家庭の教育力の向上を図る取組・事業（例） ～こんな取組・事業があれば～

- ◇ 【家庭】 「我が家の教育のきまり」「家訓」などの教育方針の作成
- ◇ 【学校】 幼稚園等における「子育て支援センター」機能の充実
- ◇ 【家庭・学校】 P T A活動、家庭教育学級などの充実を図り、学校と家庭が一体となつた子育て・人づくりの体制態勢づくりの推進
- ◇ 【家庭・学校】 「おやじの会」などの子育てに関わる緩やかな連携の支援
- ◇ 【地域・行政】 「子育てサロン」、「ママ友サロン」といった子育て世代の親が気軽に交流し悩みや喜びを共有し、子育てへの一体感と自信を育むことができる環境づくりの推進
- ◇ 【事業所】 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を踏まえた事業所で働く子育て世代の親の支援
- ◇ 【事業所】 仕事と育児の両立を図る事業所内子育てサークルや講演会等の実施
- ◇ 【行政】 1歳児検診・3歳児検診などの定期的な検診の推進と子育てに不安や孤立感を抱える家庭への支援
- ◇ 【行政】 子どもの発達や成長に不安を抱え、育児不安や孤立感を抱える親への相談機関や療育機関への紹介など、親の育児を支え、子どもの成長を見守る支援体制の整備
- ◇ 【行政】 子どもの発達段階に応じた発達課題と各段階における子育てのポイントなどをリーフレット等（「子育てパスポート（仮称）」）にまとめ、親や関係機関への配布
- ◇ 【行政】 子どもの成長・発達を見守り、子育てを支える「子育て支援センター」の設置による専門機関等との連携を深めた総合的な支援態勢の整備
- ◇ 【行政】 将来親になる若い世代への子育て体験研修や子育て講演会等の実施
- ◇ 【行政】 市特別支援連携協議会等での発達に関して特別な教育的ニーズに応じた早期からの相談や療育に関する支援体制の整備

2 基本的生活習慣の確立

(1) 基本的な考え方

子どもの豊かな「心」と健康でたくましい「体」、物事を理解する「学ぶ力」を育んでいくには規則正しい基本的な生活習慣の確立が不可欠です。全国的に展開されている「早寝・早起き・朝ご飯」は、一日の生活リズムをつくり、身体や脳の成長、心の安定にもとても大切なものです。家庭、学校、地域社会が一体となって、子どもの基本的生活習慣の確立に向けて取り組むことが重要です。

(2) 家庭における取組の視点 … <基本的生活習慣の確立>

- 睡眠時間をしっかりととる、朝ご飯を毎日とる、決まった時間に家庭学習をする、テレビの視聴時間やゲームの時間を決める等、家庭で生活上のルールを決め、守れるようにするなど、「基本的な生活習慣の確立」を図ることが大切です。そのことで、心や体、学ぶ力が育まれます。

【基本的生活習慣の視点】

安全に気をつける。時間を守る。物を大切にする。気持ちのよい挨拶をする。規則正しい生活をする。
～「(幼・小・中)指導要録記入の手引き」から～

- 「早寝・早起き・朝ご飯」の習慣をつけることで一日の生活リズムができあがります。そのためには、まず就寝時刻を決め、早寝の習慣を付けることが大切です。早く寝ることで早く起きることができ、朝ご飯をスムーズに食べることができます。また、朝はカーテンを開け、朝の光を浴びることで身体の体内時計が調整され、生活リズムが身に付きやすくなります。
- 睡眠時間をしっかりと確保することは、子どもの成長にとって非常に重要です。睡眠中に成長ホルモンの分泌が活発になります。朝日を浴びることで成長ホルモンがより分泌されます。
- バランスの良い朝食をとることで、体温が上昇し、ブドウ糖の働きにより脳の働きも活発になります、学校で学習する体と頭の準備が整います。
- お手伝いなどの家族の仕事分担を明確にし、家族の一員としての役割に責任をもって務めさせることができます。その中から、責任感や自立心、みんなのために役立っているという自己有用感を育むことができます。
- 自分で服を着る、自分が使った物や遊んだ道具を元の場所に片付ける、食事後の自分の茶碗は自分で片付けるなど、自分でできることは自分でする習慣づけが大切です。そのためには、子どもの努力をほめながら認めていくことが必要です。
- 朝、家族に起こされてから起きるのではなく、自分一人で起きるようにさせていくことが子どもの生活力を育む一步となります。一人で起きることを習慣づけることが大切です。
- お小遣いについては、家庭内でルールを定め、一人一人に与え管理させていく経験を積むことも大切です。お小遣いで何を買うか、どう使うかなど、自分でお金を管理する習慣が子どもの生活力をつけていき、自立に向けた力が育まれていきます。

(3) 学校における取組の視点 … <基本的生活習慣の確立>

- 挨拶、時間のけじめ、安全な行動など、学校生活を送る上でのルールについて、学年に対応してルールの必要性や意義を考えさせながらしっかりと守れるようにすることが大切です。

- 保健や家庭科における学習を充実させ、生活リズムが身体に及ぼす影響や規則正しい家庭生活の過ごし方について、子ども自身が実感的に学び、基本的生活習慣の確立の重要性に関して発達の段階に応じて意識を高め、日常の生活で実践できるよう働きかけていくことが大切です。
- 学級・学年 P T A や家庭教育学級を通して、保護者へ基本的生活習慣の確立の必要性について啓発するとともに、学級や学年を単位とした保護者みんなで取り組むという一休感の醸成が大切です。
- 生活リズムに関する調査を定期的に実施し、課題を抱える家庭へは個別に関わっていくなど、基本的生活習慣の確立に向けた継続的な取組と見届けが大切です。
- 学校保健委員会で基本的生活習慣の確立を取り上げ、学校医の指導を仰ぎながら科学的な理解に基づき、課題を重点的に絞り込み、取り組んでいくことが大切です。

(4) 地域における取組の視点 … <基本的生活習慣の確立>

- 「ひとの子も我が子も地域の子」という考え方のもと、地域の大人から挨拶や声かけを積極的に行い、地域社会との関わりの中で規範意識や生活習慣を身に付けられるようにすることが大切です。
- 地域における P T A や子ども会の育成会等を利用して、朝食献立の料理教室等を開催し、朝食の充実を図る機会を提供していくことが大切です。
- 自治会や子ども会が中心となって、夏休みに親子一緒に参加して取り組む「朝のラジオ体操」を開催することで、早寝早起きのリズムの確立について環境づくりを進めることができます。
- 自治会活動、子ども会活動の一環として夏休みに子ども会の集団キャンプなどを実施し、その中で集団生活のルールを学べるようにしていくことも大切です。
- 地域の公民館等で長期の寝食を共にした体験（ふるさと学寮）を通して、子ども同士が助け合いながらルールに基づいた集団生活の意義を学ぶ場を設定することが大切です。

(5) 事業所における取組の視点 … <基本的生活習慣の確立>

- 職場体験学習の中で、挨拶を職場体験期間中、徹底的に取り組むようにしたり、時間を守って課題をやり遂げたり、安全確認を毎日、繰り返し行ったり、物を大切に扱い適切に管理したりするなど、さまざまな仕事を行うためには、基本的な生活習慣を身に付けることが重要であることに体験的に気付かせていくことが大切です。
- 事業所から学校や地域への出前授業を通して、仕事において挨拶を励行することの意義、時間を守ること、物を大切にすること、安全を確保することの重要性について、子どもたちや保護者に対して、事例を交えながら伝えていくことが大切です。

(6) 行政における取組の視点 … <基本的生活習慣の確立>

- 国や県の P T A 連合会で取り組んでいる「早寝・早起き・朝ご飯」運動を定着させるため、家庭教育推進に関するリーフレット等を利用し、市全体に啓発を図っていくことが大切です。
- P T A 講演会や家庭教育学級への講師派遣や運営補助を通して、保護者へ基本的生活習慣の確立の必要性について学習の機会を設けることが大切です。
- 乳幼児健診や就学時健診等を活用し、未就学児を持つ保護者に対して学習の機会を設けるとともに、不安や悩みを抱える保護者への支援を進めていくことが大切です。

- 家庭教育に関するリーフレット等により「挨拶・時間・規則的生活・物の管理・安全」などの基本的生活習慣確立の重要性について、啓発していくことが重要です。
- 基本的生活リズムの確立において、課題を抱える家庭については、個別の家庭訪問を実施するなど、保護者の教育相談や関係機関との連携による具体的な支援を進めていくことが大切です。

基本的生活習慣の確立を図る取組・事業（例） ～こんな取組・事業があれば～

- ◇ 【家庭・学校】「早寝・早起き・朝ご飯」の習慣づくりの推進
- ◇ 【家庭】『我が家の教育のきまり』『家訓』などを通して、学校とも連携しながら基本的生活習慣づくりの家族全員での取組推進
- ◇ 【家庭】後始末や時間を守ること等について自分でできるようになる習慣づくり
- ◇ 【学校】PTA活動を通した基本的生活習慣づくりの計画的推進
- ◇ 【学校】幼稚園の子育て支援センター的活動を通した基本的生活習慣づくりの推進
- ◇ 【地域】公民館等における夏休みのラジオ体操や体験活動、宿泊体験活動の取組推進
- ◇ 【地域・行政】地域コミュニティ単位の「ふるさと学寮」の実施
- ◇ 【事業所】職場体験学習を通した基本的生活習慣の重要性についての体験的な学びの推進
と出前授業における基本的生活習慣の重要性の啓発
- ◇ 【行政】基本的生活習慣などの課題が見られる家庭へ、子育てアドバイザー等の派遣
- ◇ 【行政】「家庭教育リーフレット」「子育てパスポート（仮称）」等の作成・配布による
基本的生活習慣形成の啓発

3 学ぶ力・読書力の向上

(1) 基本的な考え方

学ぶ力は、子どもがよりよく社会を生きるために必要不可欠な力ととらえられます。大切なことは、学習に対する意欲を育み、基礎的・基本的な力を確実に身に付けていくことです。さらに、その基礎的・基本的な力を活用して、さまざまな問題を解決していく中で思考力・判断力・表現力が高まっていきます。常に、実生活や実社会の中で学んだことがどうつながっているかを学校や生活の中で意識させていくことが大切です。このように学びを探究する中で、学ぶことの価値や意味を学校、家庭、地域、事業所等、社会全体で共有し、子どもたちに学ぶ力を育んでいくことが重要です。また、学びの土台となり、推進力となるのは言葉の力、国語力だと言えます。そのためには、小さい頃から言葉や文字に親しむ習慣が大切になってきます。さらに、知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要な読書に積極的に取り組み、読書力を育んでいくことが大切です。

(2) 家庭における取組の視点 … <学ぶ力・読書力の向上>

- 家庭では、子どものテレビ視聴時間や内容、携帯・インターネット等に関わる時間や使い方などのルールを設定し、家庭学習や読書の時間をしっかりと確保するようにすることが大切です。そのためには、学校と連携しながら「ノーテレビデー（タイム）」などに家族全員で取り組むことが必要です。メディアと適切に付き合う力を身につけることは、情報化社会を生き抜くための重要な能力となります。
- 家庭における学習時間は、子どもの成長にとって大切な時間となります。学びの習慣をしっかりと育むことが大切です。そのためには学校と連携を深め、「家庭学習の手引き」を活用しながら学習の見届けをしっかりと行なうことが大切です。
- 子どもの知的好奇心の「なぜ？」を育むように努め、子どもが興味をもって取り組んでいることに対して、「ほめる」ことを中心に声かけと見届けを行い、見守っているというメッセージを子どもに与えながら、子どもが興味あることをやりとげる体験を持たせましょう。
- 乳幼児期からの読み聞かせや絵本を通した親子のふれあいは、親子の絆を深めます。家庭で親子一緒に本を読む時間を設定したり、進んで親子で図書館を利用したりするなど、本に親しむ習慣づくりを進め、本を読むことの楽しさや価値を子どもに体験を通して伝えていくことが大切です。読書は、言葉を育むとともに人生を豊かに生き抜く力を与えてくれます。
- 親子で本を読む時間を設けることが大切です。親が本を読んでいる姿が何よりも子どもの読書啓発につながります。また、子どもがどんな本に興味があるのか関心を持ち、食卓の話題にすることも大切です。

(3) 学校における取組の視点 … <学ぶ力・読書力の向上>

- 学校では、「学力向上は学校に課せられる最大の課題」という認識に基づき、子どもたちに「分かる・できる授業」、「学びの良さを実感させる授業」を推進することが大切です。そのためにも「質の高い完結する授業」を追究し、問題解決学習を展開する中で学ぶ力を育てていくことが重要です。また、実生活との関連や将来の夢を育む学びを探求していくことが必要となってきます。
- 家庭学習について学校から家庭へ積極的に働きかけていくことが重要です。学びの習慣を形成することは、生きる力を育む、しつけの一つとして大切なことです。PTAと連携しながら、家庭学習の意義や関わりなどについて、「家庭学習の手引き」等で啓発を図り、学びの習慣づくりについて問題意識を共有し、実践していくことが大切です。
- 家庭学習の内容として、授業とのつながりを意識しながら補充的な内容や発展的な内容を工夫し、問題意識が持続していくように工夫することが大切です。また、子ども一人一人の実態を踏まえ、必要に応じて個に対応した課題も配慮する必要があります。
- 国語科の授業を通して、多様な本に出会わせることで読書の幅を広げることが重要です。そのことで、今後の子どもたちの読書生活を充実したものにすることができます。
- 学校における読書活動の充実を図り、情報センターとしての図書館の機能を活かし、教科等の学習と関連づけながら学びと読書の関連を計画的に構想・実践していく必要があります。
- 親子読書会の実施など、家庭における読書推進へとつながる活動を計画的に設けたり、親子読書運動を進めたり、家庭での読書活動の充実に向けて積極的に家庭へ働きかけ、親子が本に向き合う習慣や取組を推進していくことが大切です。

(4) 地域における取組の視点 … <学ぶ力・読書力の向上>

- 地域では、地域に伝わる伝統行事や伝統芸能の意味するものを子どもたちに分かりやすく伝え、「なぜ、何のために、何を頗って行われている行事なのか」を学ばせていくことが大切です。そのためにも伝統文化の伝承に係る地域人材を育成していくことが必要です。
- 子どもたちの学びを支援するために、夏休みなどの長期休業中における地域塾・地域の寺子屋など、子どもたちを集めて学習で分からぬ部分を教えていたりする取組を公民館単位で進めていくことも考えられます。また、日常的な支援として、学校の授業後の放課後に空き教室を利用した放課後寺子屋教室（学習補充・支援、知識や知恵の伝授など）などの取組も子どもたちの学ぶ力や学ぶ意欲の向上に有効なものと考えられます。
- 学校と連携を深め、専門的な知識や技能を必要とする教育活動など、学校が地域へ求める教育的支援に対して、学校支援の立場から積極的にサポートしていくことが重要です。そのことで、子どもの学びが豊かになるとともに、学校と地域の信頼関係や絆が一層深まります。
- 地域子ども会の行事において、季節に応じて読書活動を位置付けたり、地域の有線放送を活かして子どもたちの音読を放送したりして、子どもの読書活動をサポートすることも重要です。

(5) 事業所における取組の視点 … <学ぶ力・読書力の向上>

- 事業所では、子どもたちの学びが社会でどう活用され、つながっていくのかを示し、学ぶことの価値や意義を実社会とのつながりの視点から子どもたちに伝えていくことが大切です。そのためには、小学校での職場見学や中学校の職場体験学習の受け入れに際しては、学校との連携を深め、子どもの将来の自立に向け、体験を通して勤労観、職業観を育んでいくことが必要です。
- キャリア教育の視点から、子どもに学びと社会とのつながりを意識させ、夢や志を育むために事業所側が学校や地域（公民館等）に出向き、仕事の内容や仕事を通した社会貢献、学校の学びと仕事内容との関わりなどについて、出前授業形式で講話等を行う取組が大切です。

(6) 行政における取組の視点 … <学ぶ力・読書力の向上>

- 「学びのまち」「読書のまち」など、向学の精神を備えた学びを愛する市民を育成する視点から、家庭、学校、地域、事業所が協働して学ぶ力を育てる体制を支援することが大切です。
- 中学校区など、大きなブロックを単位とした地域コミュニティによる協働した学力向上や読書力向上の取組を積極的に推進するシステムを構築するとともに、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の学びの継のつながり（幼小・小中・中高）の充実を支援することが必要です。
- 市全体で共有する「家庭学習の手引き」を作成するなど、共通の視点で大人が子どもの教育に関わる手立てを明確にするとともに、課題を抱える家庭へ学習支援アドバイザー（家庭訪問による学習指導など）などを派遣していくことが必要です。
- 姶良市に深い関わりがある椋鳩十先生（※）の教えを今に再現し、「親子 20 分間読書運動」など、市全体として一つの教育の取組を推進していくことが大切です。

※ 椋鳩十（むくはとじゅう）：児童文学作家。本名・久保田彦穂。1905（明治 38）年長野県下伊那郡喬木村に生まれ法政大学を卒業以来、鹿児島で過ごした。日本で初めて本格的な動物文学のジャンルを開いた作家で「片耳の大シカ」、「マヤの一生」、「カガミジン」など不朽の名作を数多く残している。鹿児島県図書館長として後の図書館ネットワークの構築に影響を与え、1960 年には「母と子の 20 分間読書」運動を推進した。動物文学を書き始めたのが加治木町であり、約 20 年間在住したことから、旧加治木町（現、姶良市）は「椋文学発祥の地」「椋鳩十のふるさと」と言われている。

- 子どもの学びの発達課題を社会全体で共有し、市民一人一人が子ども・人づくりに関わる気運を醸成することが大切です。
- 「毎日23日は、親子一緒に読書の日」の提唱を広くすすめ、家庭、学校、地域において具現化できるよう働きかける必要があります。
- 「『始良っ子』の夢を育むーお薦め本500冊」など、子ども向けの推薦図書を選定し、市内の子どもたちが、学校や地域で推薦図書読破にチャレンジしていく取組は読書の意欲や関心を高め、本好きの子どもを育て読書力を高めます。
- 読書活動の優良的な取組をしている学校の活動を、広く他校へ紹介することが大切です。
- 市立図書館や椋鳩十文学記念館などの行事内容と啓発活動の充実を図ることが大切です。

学ぶ力・読書力の向上を図る取組・事業（例） ～こんな取組・事業があれば～

- ◇【学校】「質の高い完結する授業」を実践的に追究し「学ぶ力」を高めていく取組
- ◇【学校】親が家庭でどう学習に関わればよいかが分かる「家庭学習の手引き」を作成し、PTAと連携しながら、実践・活用を図り、望ましい学習習慣を形成する取組
- ◇【家庭】家庭でメディアと接する時間を制限し（ノーメディアタイムの設定）、その時間を学習や読書、親子のコミュニケーションに充てる時間を創出する取組
- ◇【地域】夏休みなどに地域人材を活用した子どもを対象とした学びの場（地域塾）や放課後を活用した学びの場（放課後寺子屋）などの設定による学習補充、知識や知恵の伝授などを行う取組
- ◇【事業所】キャリア教育の視点から小学校での職場見学や中学校での職場体験学習の取組、事業者からの学校や地域への出前授業による学びと実生活とのつながりを明確にする取組
- ◇【家庭・地域・行政】市一斉に「椋鳩十親子20分間読書」（仮称）の日を設定し、子どもの音読を親が側で聞いたり、読み聞かせやブックトークをしたりするなど、親子で本に親しむ取組
- ◇【行政】中学校ブロック単位の小・中連携による学力向上の取組を深め、「市家庭学習の手引き」の共同作成等、家庭や地域の教育力を活かしながら9年間の学びをつなぐ取組
- ◇【行政】子どもの発達の段階に応じた学びの課題を「子育てパスポート」（仮称）にまとめ、家庭、学校、地域、事業所が共有し、同じ視点で学びを支援できるようにする取組
- ◇【行政】ブックスタートや登録制による読み聞かせの個別家庭訪問など、子育てに本を活かす取組の充実、読書の文化を家庭・学校に醸成する施策の推進、学校図書館と公立図書館の連携を深めた教育情報センターとして図書館機能の充実
- ◇【行政】「『始良っ子』の夢を育むーお薦め本500冊」（仮称）の選定
- ◇【学校・地域・行政】本の紹介でプレゼンを競い合うイベント開催(ビブリオバトル)

4 耐性、規範意識の向上

(1) 基本的な考え方

目標達成に向けて我慢強く耐える力、粘り強く努力する力といった耐性を身に付けることは、自律心を養い、やって良いことと悪いことの区別などの規範意識や集団や社会に貢献する意識、他者への共感性を育むことにつながっていきます。家庭、学校、地域の中で、当たり前のこととは子どもに遠慮することなく徹底的に取り組ませることが子どもの我慢強さやたくましさを育てていくことになります。家庭、学校、地域、事業所など、社会全体で子どもに耐える力、困難を乗り越える力をさまざまな体験活動、行事などを通じて育んでいくことが大切です。

(2) 家庭における取組の視点 … <耐性、規範意識の向上>

- 家庭を共同体ととらえ、子どもに役割を担わせ、家族の中で何かに貢献させる活動に継続的に取り組ませることで、役立ち意識が育ちます。そのためには、家事のお手伝いを意図的に与え、継続して取り組めるよう働きかけ、ほめながら貢献する力を高めていくことが大切です。
- 子ども自身が目標を設定して取り組むことについては、温かく見守り達成できるように積極的に声かけをしていくことが大切です。粘り強く努力して目標を達成する経験を積ませ、達成感、成就感を親子で共有しながら、努力することの尊さを根付かせていくことが重要です。
- 幼児期から、してよいことと悪いことの区別をはっきり教え、間違ったときはその場できちんと叱ることが必要です。そのためには、家庭内でのきまり（挨拶をする、時間を守る、自分のことは自分でする、危険なことをしない等）を明確にしておく必要があります。
- 家族全体で共通の目標を持ち、みんなで何かを我慢し努力して達成する取組などは、家族の結びつきを高め、目標に向け、我慢したり、努力したりする価値を育てることがあります。
- 目標が達成できない体験、ほしいものが手に入らない体験、自分の欲求が満たされない体験、批判されたり、叱られたりする体験など、子どもにとって負の体験も意図的に体験させ、心の強さを少しづつ持たせ、同時に望ましい考え方や行動を学習する機会を持つことが必要です。我慢して手に入れたものほど大切なものになるという意識を育んでいくことが重要です。

(3) 学校における取組の視点 … <耐性、規範意識の向上>

- ストレスへの対処技能であるコーピングスキルを子どもに身に付けさせていくことが大切です。具体的には、「我慢する力」と「努力する力」を育んでいくことが、コーピングスキルを高め、ストレスを乗り越えることにつながります。学校の教育活動の中で、子どもが遠い目標との関係で今やりたいことを我慢したり、今やりたくないことに努力して取り組んだりする力を計画的に育てていくことが大切です。
- 授業では、問題解決学習を展開し、目標達成を授業の中で体験させていくことが大切です。また、長い期間で目標を設定し、継続して努力することで達成できる課題へ挑戦していく学習も子どもの中に耐性や自分の欲求を抑制する力を高めていくことにつながります。
- 学級において、学級目標の達成や学級の様々な行事に学級みんなで取り組む機会を設定していくことが大切です。例えば、連続長縄へのチャレンジなど、学級全員が努力して一つの目標を達成する体験、そして達成した喜びを級友と分かち合う体験等が意志力と自律心を育みます。
- 学校行事や様々な体験活動を通して、肉体的・精神的な辛さを乗り越えて目標を達成する活動

を意図的に設け、我慢して困難を乗り越え、自己に打ち克つ体験が心を強くします。

- 道徳の授業を中心に学校全体の道徳教育の推進を図り、きまりを守ることの大切さ、思いやりの心、我慢する心、努力する心など、道徳的価値について、繰り返し触れていくことが大切です。

(4) 地域における取組の視点 … <耐性、規範意識の向上>

- 地域における体験活動を計画する際は、子どもたち自身で活動内容や進め方など、活動の企画段階から関わらせ、自分たちで推進する体験活動になるようにすることが大切です。そのことで自分たちの問題として課題に向き合い、目標達成に向けて粘り強く努力する資質が育まれます。たとえ失敗したとしても、子どもたちはそこから多くのことを学ぶことができます。
- いわゆる郷中教育にみられる異年齢活動の良さを今に活かし、異年齢集団を意図的に形成し、年長者が年少者を導き、学び合い、助け合い、切磋琢磨する体験の場を設けることが重要です。
- 地域行事としての山登りなどの体験など、最後まで粘り強く頑張ることで目標達成する活動の持つ価値を大人全體が共有し、積極的に推進していくことが大切です。
- 集団に迷惑をかける、挨拶などの礼儀作法、生命に係る危険な行動、嘘やごまかしなどの言動などがみられるときは、子どもに関わる全ての大人が同じように叱っていくことが大切です。

(5) 事業所における取組の視点 … <耐性、規範意識の向上>

- 職場体験学習等においては、挨拶の奨励を徹底し、清掃も毎日、時間をかけて実践するなど、肉体的・精神的緊張の中で一つのことを成し遂げることで得られる価値について、体験を通して感じ取らせていくことが大切です。
- 出前授業などの職業や仕事について子どもたちに語る際は、粘り強く努力することで達成できる仕事の成果やその喜び、チームで頑張る良さや企業全体で生み出す社会的価値などの良さを伝え、努力することや我慢することの価値について、情熱的に語ることが大切です。
- 社会における規範意識の重要性について、リーガルマインド^[*1]、コンプライアンス^[*2]など、企業人、企業として信頼を形成する重要な価値意識であることを伝えていくことが大切です。

* 1 リーガルマインド：法律の実際の適用に必要とされる、柔軟、的確な判断。

* 2 コンプライアンス：法令遵守のこと。法令違反をしない、法律や条令を遵守すること。コンプライアンスの原点として、「公正・適切な企業活動を通じ社会貢献を行う」という考え方がある。法令遵守の範囲として、各企業が、法令、社内規定、マニュアル、企業倫理、社会貢献などの範囲で自発的な取組として行われている。

(6) 行政における取組の視点 … <耐性、規範意識の向上>

- 子どもが何かにチャレンジし努力して目標を達成する活動を広く奨励するとともに、頑張りを表彰するなど、努力することの価値を市全体に浸透させていくことが大切です。
- 市全体の体験活動の一つとして、登山や遠行などを企画し、長時間の肉体的・精神的負担の中で目標を達成する機会を設定し、挑戦することの価値を市全体に広げる取組が重要です。
- 地域での異年齢体験活動や特色ある体験活動を広く紹介し、困難を乗り越え目標を達成する活動や我慢強く様々なことに挑戦している始良っ子の様子を取り上げることで、凜とした風土づくりを醸成していく取組が必要です。
- 学校教育活動や地域活動において、「チャレンジ始良っ子」（仮称）の取組を積極的に推進している学校や公民館などを支援したり、表彰したりするなどの取組を進めることが大切です。
- 市全体でキャリア・スタート・ウィーク等を設定し、市全体で大人が子どもを支援する態勢を

整えていくことが重要です。学ぶことと、働くこと、社会への貢献を同一線上にイメージできるような市民全体の教育協働意識を形成する働きかけが必要です。

耐性、規範意識の向上を図る取組・事業（例） ～こんな取組・事業があれば～

- ◇【学校・地域・行政】「チャレンジ始良っ子」（仮称）事業として、困難を乗り越え目標を達成する活動を推進し、耐性や努力する心、克己心、自律心等を育む取組
- ◇【地域・学校】「チェスト始良っ子」（仮称）事業として、異年齢によるさまざまな体験活動を推進し、教え合い、学び合い、助け合いの心などを育む取組（いわゆる郷中教育の良さの現代版のイメージ）
- ◇【学校・地域・事業所】地域での約一週間の「ふるさと学察」、学校での二泊三日の「集団宿泊学習」等の長期宿泊を伴う体験学習等を通して、耐性や自律心、規範意識等を育む取組
- ◇【学校・地域・事業所・行政・市民】子どもから大人までの道徳性向上を図る取組の推進（モラリティ・インプルーブメント推進事業）
- ◇【地域・行政】「大人から声をかけよう始良の子」、「大人から挨拶しよう」など、大人に向けた子育てキャッチフレーズの呼びかけ及び実践を通した「子育ての声かけ運動」の推進（市の特色としての位置付け）
- ◇【学校・地域・事業所】困難を乗り越えるための心の耐性や自律心などを育む「地域が育むキャリア教育推進事業」の推進（キャリア・スタート・ウィーク含）
- ◇【行政】ストレスコーピングを対話により身につけるワークショップの開催

5 自ら考え方行動する力の向上

（1） 基本的な考え方

自ら考え方行動する力は、自立に向かう重要な力であり、これからの中社会を切り拓くために求められる必要不可欠な力です。自ら考え方行動する力は、目標や課題をしっかりと認識し（目標・課題発見力）、何に取り組むことが必要か判断し（主体的判断力）、具体的な解決方法を考え、行動する力（課題解決力）であるととらえられます。

これらの力は、短時間に身に付けられるものではなく、成長や発達にそって時間をかけて形成されるものと考えられます。自ら考え方行動する力が育っていく道筋として、生活や学習の場面で、基礎的・基本的な知識や技能、行動を身に付ける段階（習得）、身に付けたことを活用して様々な課題を解決していく段階（活用）、そして活用する力をもとに自ら課題を探求していく段階（探求）が考えられます。各段階の基盤になるのは、「なぜ？何のために？」という問題意識です。子どもの中に知的好奇心を育む、さまざまな気付きを持たせながら、目標達成・課題のために何ができるか、考えさせていくことが大切です。子どもが興味を持ち、目標達成、課題解決のために取り組む内容によって「教える（やってみせる）、させてみる、考えさせる、見守る、ほめる、励ます、見届ける」などの関わりを通して、子どもの意欲を育て、自ら考え方行動することの喜びや価値を感じ取らせていくことが大切です。

（2） 家庭における取組の視点 … <自ら考え方行動する力の向上>

- 家庭では、乳幼児期から早寝・早起き、挨拶、食事、入浴、時間の意識等、様々な基本的生活習慣を身に付けることが大切です。

- 家庭では、「いつ・何を・どのように教えるか」、また「何を・何度・どこまでさせてみるか」といった視点で、子どもの判断力、行動力を育んでいくことが大切となります。
- 家庭におけるルールを設定し、乳幼児期から意識させ守らせていくことで、善惡の判断力を養うとともに、社会全体のルールを意識させ、規律ある行動力を育むことにつながります。
- 「風呂の掃除・準備」「配膳係」など家庭で子どもの役割を与え、継続して取り組ませることで、自分自身が家族という集団に必要な構成員であることを意識させることにより、社会における自分自身の役割について意識させることにつなげていく必要があります。
- 子どもが自分から何かに取り組もうとするとき、失敗しないように先回りしていろいろなことをアドバイスするなど、過保護、過干渉の状況になると子どもが自ら考える力は育ちません。じっくりと見守り、自分で考え行動したことを探めて価値付けていくことが大切です。

(3) 学校における取組の視点 … <自ら考え方行動する力の向上>

- 「読み・書き・計算」などの基礎・基本を定着させるために、教師個々の資質（コミュニケーション能力、指導力、他）を高めることが重要となります。そのため、各学校においては年間を通して計画的に教師の資質向上を高める研修の機会を設けていくことが大切です。
- 授業においては、確かな学力の基盤であり、社会生活に不可欠なものであり生活を豊かにする「言葉」を大切にする必要性から、全ての教科において言語活動の充実を図り、子どもの思考力・判断力・表現力を高めていく必要があります。
- 学級の活動では、児童生徒一人一人の創意工夫を生かし、学級が充実するような取組を推進するとともに、自分で考え方行動することの良さを価値付けていくことが大切です。
- また、学習や生活の基盤づくりを進めるためにも、実生活と関連性の強い、遠足や宿泊学習等の自然体験、実社会で働く職業人の姿を見たり、実際に仕事を体験したりする職場体験学習、地域貢献、社会貢献を促すボランティア活動等の機会を設け、様々な体験活動を通して自主性や社会性などを育む必要があります。

(4) 地域における取組の視点 … <自ら考え方行動する力の向上>

- 地域においては、地域住民が主体となって、地域子供会や地域生徒会の活動をサポートし、子ども一人一人に地域社会の一員としての自覚を促すことが大切です。
- 本県に古くから息づいているいわゆる「郷中教育」や「山坂達者」など、故郷の教育風土を活かしながら、子ども一人一人に地域を大切にしていく心を育んでいく必要があります。「まず動く」といった行動することの大切さなども体験活動で経験させていくことが大切です。
- 異年齢集団での地域活動を通して、年長者が年少者を指導したり、自分たちの考え方で活動を充実させたりする経験を積ませることが大切です。子どもたちが自ら考え方行動した結果、失敗したとしても、自分で考えたことの良さや価値を認めていくことが大切です。

(5) 事業所における取組の視点 … <自ら考え方行動する力の向上>

- 事業所においては、子どもたちを将来の社会の担い手としてとらえ、将来、社会で働く人材を今の段階から育てていくという考え方で、子どもたちを育む姿勢を持つことが大切です。
- 職場体験学習等の機会には、子どもたちに教えるべきところは教え、任せるところは任せるなど、学校と密に連携を図り、子どもたちの主体性を育んだり、職業観・勤労観を育んだりするなど、有意義な体験活動にしていく必要があります。

- 職場体験学習においては、子ども自ら考え実行する場を工夫するなど、自分で考え行動することの良さや喜びを感じ取らせることが大切です。
- 社会で求められる「考える力」については、学校や公民館等への出前授業等の機会で、他にない商品やサービスを創り出す過程における、アイディアを考え出す楽しさや大変さ、そして課題を乗り越えて目標を達成する良さなどを伝えていくことが大切です。

(6) 行政における取組の視点 … <自ら考え行動する力の向上>

- 「自ら考え行動する力」の向上をテーマに、考える力を育む授業づくりについて、各学校での課題意識を持った研究実践の取組を支援していく必要があります。
- 過保護、過干渉を減らし自主性を育む親の関わりについて啓発を進める必要があります。
- 市全体で異年齢集団による「自ら考え行動する」体験活動を推進することが大切です。

自ら考え行動する力の向上を図る取組・事業（例） ～こんな取組・事業があれば～

- ◇ 【家庭】過保護・過干渉を減らし子どもの自主性を育む子育ての推進（我が家の子育て）
- ◇ 【学校】自ら考え行動する力を育む教育の研究実践（研究指定校）
- ◇ 【地域】自ら考え行動する体験活動の推進（子どもだけの宿泊体験等）
- ◇ 【地域・行政】市全体の小学校から高校までの子どもたちを7～8人の小集団グループに分けて市の名所・名跡などを清掃する活動の推進（「始良っ子クリーン作戦（仮称）」）
- ◇ 【地域・行政】「自立を促す体験活動100（仮称）」（成長に沿って体験してほしい活動）
- ◇ 【事業所】職場体験学習や出前授業、講演会の推進

6 表現する力の向上

(1) 基本的な考え方

人と関わる力は、人への信頼感を基盤として、安心感の中で自分を表現したり、相手を受け止めたりする経験を通して、幼児期から学童期、青年期の各段階に応じて豊かに形成されていくものです。まわりの大入や友だちから認められる体験を通して自己評価が高まり、そのことが他者受容や積極的に人に向かう姿勢につながってきます。人間関係において、まわりの人への過度の同調傾向といった今の子どもの課題を解決するためにも、子どもの生活や学習の中で、人と関わる体験の中で、お互いに考えや感じたことを表現し合うことの良さを体験させていくことが必要です。対人関係の中で自己表現し、交流する中で自己肯定感と自尊感情が高まるような働きかけや環境づくりを進めることができます。

(2) 家庭における取組の視点 … <表現する力の向上>

- 乳幼児期の子どもは、親との愛着関係の形成が最も重要な課題となります。親は、子どもの声や動作に応答的に対応していくことが大切です。そのことで、子どもは自分の存在を肯定的に感じ、自己受容が図られ、他者への好意的な働きかけが強くなってきます。

- 子どもが自己表現するときは、たとえ不十分な表現であっても、途中で口を挟まず最後まで聞いてあげることが大切です。そのことで、話すことの満足感や人に受け止められた受容感を持ち、人へ積極的に関わろうとする意欲が育まれてきます。
- 家庭の中で、食卓を囲んで家族同士が語らう場や夕食後のひとときを親子で談笑する場などを意図的に設け、コミュニケーションの楽しさを感じ取らせることができます。そのことで、人に気持ちや考えを伝えることの良さを感じ取っていきます。
- 親は、日本に残されている歳時的行事を子どもに家庭の中でも体験させ、そこに込められた古来からの日本人の心を子どもたちに語り、その思いや願いを伝えていくことが大切です。

(3) 学校における取組の視点 … <表現する力の向上>

- 授業において、自分の考えや感じたことを発表する場を積極的に設けていくことが必要です。子どもによっては、発表することの不安を覚える場合もあるので、発表話型を示し、話型にしたがって表現する経験を積ませ、表現力の育成を図っていくことが大切です。
- 全ての教科等の学習で、「言語活動の充実」を図り、言葉で自分の気持ちを発表したり、書いたり、友だちの意見や考え、感想等を聞いたりする場を充実させ、言語を通した伝え合い活動が授業の深まりにつながることを実感させ、表現することの価値を感じ取らせることができます。
- 学級会などで、学級の生活上の課題を解決するために、自分で解決策を考え、みんなの前で発表したり、学級みんなで考えをまとめていったりする活動を通して、意見を言うことが学級の発展に役立つことを実感させ、意見を主張することの良さを感じ取らせることができます。
- 中学校では、クラス単位で一つのテーマについてのディベートなどを授業の中で発展的に取り組むことで、優れた表現力が育成されると考えられます。
- 学校全体で一つのテーマに基づく意見発表会や討論会などを開催し、テーマに基づき課題解決のために何ができるかを多くの人の前で述べる場を設けることが大切です。そのことで集団をよりよい方向に導くリーダーシップの力や自己主張する力が育まれます。
- 学習発表会や文化祭など、子どもたちの創意工夫を生かした取組を多くの人の前で表現する場を設けることが大切です。そのことで、表現することの良さや価値を感じることができます。
- 様々な体験活動の充実を図るとともに、体験したことを言語化させ、自分の考えや感じたことを言葉で表現する場を設け、体験と言葉の関連から表現力を育成することが大切です。

(4) 地域における取組の視点 … <表現する力の向上>

- 子ども会活動などの異年齢集団での活動（集団キャンプ、宿泊体験、スポーツ活動、ハイキング、ボランティア活動）で、子ども同士がお互いの意見をしっかりと出し合い、聞き合うという場の意義を重視し、人と関わることの良さを実感させることができます。
- 異年齢集団による体験活動を通して、子ども同士が積極的に考えを発表し、考えをまとめていくような取組が大切です。活動を推進するにあたって、子ども同士のコミュニケーションやディスカッションが豊かになるよう進めていくことが大切です。その中で、子どもは高い問題意識や言葉を通した表現力が育まれていきます。
- 子どもが様々な年齢層の方と対話し、交流する機会を設け、相手を意識した表現（相手に応じた言葉遣いや話の聞き方など）の育成に取り組んでいくことが大切です。
- 地域の夏祭りなどに中学生が企画し何かを表現する場を設けることが大切です。そのことで、地域のために自分たちに何ができるかを主体的に考え、表現する力が育ってきます。

(5) 事業所における取組の視点 … <表現する力の向上>

- 職場体験学習において、接客業などを担当させ、笑顔でお客さんを迎える、明るく挨拶する体験を通して、人と接する場合の心配りや相手の立場に立って対応することの重要性を実感することができます。そのことで、相手の立場に立った自己表現や人と関わる力が育ちます。
- 学校や公民館への出前授業では、事業所が消費者の立場に立ってどのような心配りを行っているか、消費者や社会でメッセージを伝える際にどのような配慮を行っているかを伝えることで、相手の立場に立って表現する重要性を認識することができます。

(6) 行政における取組の視点 … <表現する力の向上>

- 子どもたちの表現力や主張する力を育むために、市内の小中高校生を対象にスピーチコンテストなどを実施し、一つのテーマに基づいて意見発表する場を設定することが大切です。
- 異年齢の子どもたちがコミュニケーションをしながらチームで課題を解決するゲームやアトラクションのイベントを企画し、子どもの表現力や人と関わる力を育てることが大切です。
- コミュニケーションやゲームを通した人間関係づくりの専門家による講演会の実施や実際に専門家を学校に派遣し、活動を通して子どもたちの表現力を育成していくことが大切です。
- 学校や公民館での表現力を育成する特色ある取組を市民に広く紹介し、価値の共有化を図ることが大切です。

表現する力の向上を図る取組・事業（例）

～ こんな取組・事業があれば～

◇【家庭】家庭内で子どもの声や動作、反応にしっかり応答する運動の推進

（「まなざしOK運動（仮称）」：乳幼児期の家庭における応答的環境の実現）

◇【家庭】家庭内で「アット・ホーム・コミュニケーション（仮称）」を設定し、食卓や憩いの時間帯での対話を通した表現の良さと家族の一体感の醸成

◇【家庭・地域】日本古来の歳時行事を家庭や地域の行事として体験しながら、行事に込められた願いや祈りを語り継いでいく取組の推進（「日本的心事業（仮称）」）

◇【学校】発表の場を重視した学習、伝え合いを含む言語活動の充実を図った学習、相手意識を持った自己表現等、表現力の育成を図る授業の展開（質の高い完結する授業）

◇【学校】「体験と言葉」をキーワードに体験活動と表現活動を関連づけ、体験したことと言語化し意味づけていく活動の推進による表現力育成

◇【地域】中学生が自主的に企画し運営に関わる地域行事の創出（夏祭り等）

◇【学校・地域】中学校の部活動が地域の夏祭りに参加し発表等に関わる活動の推進

◇【事業所】職場体験学習における人と接する活動を通じた表現力育成

◇【事業所】出前授業によって表現することの意義や価値の啓発（主張・表現の重要性）

◇【学校・地域】異年齢体験活動や交流・表現活動（体験・交流・表現）の推進

◇【行政】乳幼児を持つ親向けの「子育て講演会」（応答的環境の重要性と具体的な関わり）の実施や「子育てアドバイザー派遣事業」（仮称）等の実施による子育て世代支援

7 挨拶、返事、礼儀等、道徳性の向上

(1) 基本的な考え方

挨拶の「挨」は「せまる」、「拶」は「おす」という語源を持ち、挨拶は人に対して自分から心を開いて働きかけていく意味が込められています。人と関わる力を育てるその第一歩が「挨拶」であり、挨拶を通して人との関わりも深まっていくという認識を社会全体で共有することが大切です。また、返事や礼儀についても、相手を尊重する気持ちや謙虚な気持ちが根底にあり、人と関わる力を支えるものとなります。子どもの心の発達は、乳幼児期における人への基本的信頼感の形成にはじまり、学童期、青年期と人との関わりの中で他者への共感性、思いやりの心など、いわゆる道徳性が育まれてきます。挨拶、礼儀、返事、人と関わる力、道徳性を関連的にとらえ、德育の視点から、まわりの大人が協働して子どもに関わり育していくことが重要です。「子どもは大人の言うとおりではなく、するとおりにする。」「後ろ姿で育む『後ろ姿の教育』」という言葉は、道徳性を育む上でどのように大人が関わればよいかを示すものです。

(2) 家庭における取組の視点 … <挨拶、返事、礼儀等、道徳性の向上>

- 挨拶の習慣を形成するためには、親自身が挨拶を励行し、模範を示すことが大切です。朝の「おはよう（ございます）」に始まり、「いただきます」「ありがとうございます」「いってきます」「おやすみなさい」など、毎日きちんと親や身の回りの人々に声を出して挨拶できるよう、幼児期から一貫性のあるしつけ（習慣づくり）を行うことが大切です。
- 名前を呼ばれたら「はい」と返事をすることを、習慣になるように働きかけることが大切です。言葉遣いについても親が手本を示し、相手の立場に立った思いやりのある言葉を価値づけていくことが大切です。そのことで、子どもの中に素直な心、謙虚な心が育まれていきます。
- 家庭に来客があったときや友達の家に遊びに行ったときに場に応じた挨拶ができることが大切です。社交的な挨拶ができる機会を子どもたちに意図的に体験させていくことが大切です。
- 家族内でも「親しき仲にも礼儀あり」の考えに基づく、家族同士の挨拶によるコミュニケーションが大切です。お互いの助け合い、援助に対して、「ありがとう（ございます）」「どういたしまして」が通い合うことで、家族への所属感や有用感が高まり、絆が深まります。
- 幼児期は道徳性を感覚的に身に付ける時期であり、まわりの大人が意識的にお手本、マナーを示し、道徳性の涵養に努めることが重要です。
- 動物を世話する体験（いのちの成長、別れの体験）、花の世話や昆虫の飼育体験などを通していのちに触れる体験を持つことが大切です。
- 法事などに子どもを参加させ、いのちのつながりと重みを感じさせるなど、いのちと向き合う体験が大切です。

(3) 学校における取組の視点 … <挨拶、返事、礼儀等、道徳性の向上>

- 挨拶、返事、いのちに関わることは、道徳教育に関わる重要なものです。学校では、「道徳の時間」を要として教育活動全体で子どもの道徳性を育むことが重要です。
- 児童会活動や生徒会活動を通じ子どもたちが「あいさつ運動」を展開し、実践的に体験させていくことで挨拶の価値を感じとり、挨拶が日常化されることが期待されます。

- 「道徳の時間」の授業公開や、家庭や地域と連携した道徳教育の推進などを通して、子どもの道徳性向上のために大人が協働で関わる体制づくりを家庭や地域に構築することが大切です。
- 地域の方々をはじめ様々な人と関わる交流体験活動を通して、どのようなコミュニケーションが大切なのか、子どもたち自身が自分で考えて行動できるようにすることが大切です。
- 学級 P T Aで、挨拶や返事、礼儀なども含めた子どもたちの道徳性について話し合い、家庭での共通実践事項を設定するなど、家庭と連携を深めた取組を推進することが大切です。
- 学校便り等で子どもたちの道徳的実践を紹介する場をつくることにより、子どもたちの成長を共有し、学校と家庭、地域が同じ視点で子どもに関わる土壌を形成することができます。
- 子どもの生徒指導上の問題行動や教育相談の対応においては、心の発達という視点から子どもをとらえ、家庭と連携しながらよりよい解決・発達に向けた対応をすることが重要です。

(4) 地域における取組の視点 … <挨拶、返事、礼儀等、道徳性の向上>

- 地域活動で子どもに接するときは、大人から積極的に子どもに挨拶をするようにし、子どもに挨拶することの良さや価値を感じ取させていくことが大切です。また、登下校時の子どもたちと挨拶や会話を交わすことによって、同じ地域住民としての一体感や絆を深めることができます。
- 勤労体験や交流体験などの「地域ボランティア活動」を計画し、親子や大人と子どもで活動の場を共有したり、共に汗をかく場を設けたりしていくことが大切です。
- 親子で進んで参加し、多くの人々と触れ合うことができる地域行事を設定していくことが大切です。その中で、子どもは挨拶や返事、礼儀作法、言葉遣いなどを学ぶことができます。
- いのちと向き合う(合同慰霊祭など)地域行事に子どもたちも参加させていくことが大切です。

(5) 事業所における取組の視点 … <挨拶、返事、礼儀等、道徳性の向上>

- 職場体験学習を通して、接客の場や職場における挨拶などに取り組ませ、はきはきとした返事など、社会における挨拶、返事、礼儀などの価値や意味を体験的に学ばせていくことが大切です。
- 事業所による社会貢献の具体的な取組や仕事を通じて、企業が発信する価値観などを出前授業や講演会等で伝えていくことが大切です。
- 総合的な学習の時間や社会科見学など、学校から事業所への見学依頼に対してサポートしていく体制を充実していくことが大切です。

(6) 行政における取組の視点 … <挨拶、返事、礼儀等、道徳性の向上>

- 家庭における挨拶、返事、言葉遣い等のあるべき姿を明確に伝えるために、「家庭教育リーフレット」や「子育てパスポート(仮称)」などを作成、配布していくことが大切です。
- 家庭教育や成人教育において、大人の道徳性を育むための講座内容等の充実を図り、大人と子どもが共に道徳性を高める土壌を醸成していくことが大切です。
- 「思いやりにあふれたまちづくり(道徳のまち)」など、市として育むべき心、道徳性を示し、社会全体で心を育むまちづくりの推進の意識を高めていくことが大切です。
- 各学校教育における道徳教育の充実に向けて、道徳教育推進教師向け研修会や道徳授業の指導助言、家庭や地域と一体となった道徳教育の推進を支援していくことが大切です。
- 青少年育成市民会議などによる、「あいさつ運動」の取組を市報等で紹介するなど、啓発活動を充実させることも大切です。

挨拶、返事、礼儀等、道徳性向上を図る取組・事業（例） ～ こんな取組・事業があれば～

- ◇【家庭】「我が家の家訓」「一家庭一家訓」や「家庭内あいさつ運動」の推進
- ◇【学校】「道徳の時間」の指導の充実を図るための指導方法改善
- ◇【家庭・学校・地域】家庭・地域と連携した開かれた道徳教育の推進
- ◇【家庭・学校】PTA活動と地域活動の連動による「あいさつ運動」の実施
- ◇【事業所】ゲストティーチャーとしての「道徳の時間」への参加
- ◇【行政】モラリティ・インブループメント推進事業（道徳性向上の取組）の推進
家庭、学校、地域、事業所の連携による子どもたちの道徳性の育成
- ◇【学校・地域・事業所・行政】郷土の先人の生き方の学習教材化
- ◇【学校・地域】体験・交流・表現をキーワードにした活動推進
- ◇【事業所】職場体験学習における挨拶・礼儀作法等体験の推進
- ◇【行政】子育てパスポート（仮称）の作成・配布

8 外遊び等を通した運動能力・体力の向上

（1）基本的な考え方

体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。

こうしたことから、子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくことにつながります。

しかし、社会環境や生活環境が大きく変化したことによって、子どもたちが屋外で体を動かす機会が減少したり、食生活をはじめとする生活習慣の乱れなどをもたらしたりしたことによって、基礎体力や運動能力は、ピーク時の昭和60年代に比べ、低下していると言われています。特に、子どもが運動不足になっている原因としては、「学校外の学習活動や室内遊び時間の増加による外遊びの時間の減少（時間）」「子どもたちの手軽な遊び場の減少（空間）」「少子化等に伴う仲間の減少（仲間）」にあると指摘されています。

そこで、今日の社会においては、屋外で遊んだり、運動に親しむ機会を確保したりしていく必要があり、家庭、学校、地域、事業所など、社会全体で子どもが積極的に体を動かす機会をつくっていくことが大切です。また、調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養（睡眠）という健康3原則を踏まえた基本的な生活習慣を身に付けることも重要であり、そのためには家庭における保護者の関わりが大切です。

（2）家庭における取組の視点 …〈外遊び等を通した運動能力・体力の向上〉

- 朝ご飯を食べると、寝ている間に低下した体温を上昇させ、体は1日の活動の準備を整えます。しかし、朝ご飯を食べないとエネルギー不足でイライラしたり、集中力がなくなったり、体とともに脳の働きも悪くなります。朝食をしっかり摂る子どもは午前中から元気に運動でき、学習に身が入り、体力や学力によい影響を及ぼします。家庭では、まずはきちんと朝ご飯を摂る生活習慣を身に付けさせることが大切です。

- 子どもの外遊びは、身体能力、知性、社会性を育てていく上でとても重要です。遊びで体を動かし運動することによって、子どもの体は豊かに発達します。また、遊びの中でルールを理解し、人数や場所によってルールを変えていくなどいろいろ工夫する力をつけていきます。さらに、仲間と遊ぶことから、協調性や思いやりなど人と関わることの大切さを学びます。保護者自身が「外遊び」は子どもの成長に欠かせない大切なものであることをしっかりと理解することが重要です。
- 子どもは、親と一緒に体を動かすことが大好きです。家庭では子どもだけの体力向上ではなく、親子一緒に体力向上を目指すことが大切です。親子という信頼感の中で、褒められたり叱られたりすることで、体も心も成長していきます。子どもの成長に合わせ、親子で一緒に取り組める体力づくりや運動を行うことが重要です。

(3) 学校における取組の視点 … 〈外遊び等を通した運動能力・体力の向上〉

- 発育・発達途上にある子どもの健康の保持増進と体力向上を図ることは、生涯にわたって明るく豊かで活力ある生活を営む基盤となることから、学校体育の果たす役割は極めて大きいと言えます。教科体育における授業実践は、子どもにとってはかけがえのない体力・運動能力づくりの場であることから、運動の特性に触れさせ、運動の楽しさや喜びを味わわせるとともに、体力・運動能力の向上が図られるような授業を実践することが大切です。
- 教科体育以外の時間において、運動習慣を確立するためには、学校教育活動全体での取組を通じて、外遊びや運動など積極的に体を動かす習慣を身に付けさせることが大切です。
- 優れた指導力を有する外部講師を積極的に活用し、指導者の豊かな経験と卓越した技術をもとに、実技を中心とした指導を通して、体を動かすことの楽しさやスポーツの素晴らしさなどを子どもたちに体得させることができます。
- 子どもの食生活や運動に関する実態調査を行い、課題を明確にし問題意識を共有した上で、家庭や地域と連携を図りながら、子どもに基本的な生活習慣、運動習慣を身に付けさせることが大切です。

(4) 地域における取組の視点 … 〈外遊び等を通した運動能力・体力の向上〉

- 昔は、畑や田んぼ、野山が子どもたちの遊びの空間であり、思う存分体を動かす時間もたっぷりあり、一緒に遊ぶ仲間も数多くいました。過去を再現することは不可能なことですが、子どもが安全で安心して遊ぶ環境を地域の中でつくることが必要です。
- 子どもたちが運動や遊びにより親しめるように、地域に伝わる遊びや運動を推進することが大切です。そのことで、複数の友達と交流しながら遊ぶ楽しさを味わわせることができます。
- 子どもたちが地域のスポーツ行事へ積極的に参加することができるよう、地域と学校や家庭が連携して働きかけることが、体力の向上や運動時間の増加につながります。また、行事の中で子どもを役員として活躍させる場を与えること、日頃のスポーツ活動や運動部活動の取組の様子を紹介させたりする場づくりが必要です。子どもは地域の宝であることを認識し、地域の中で子どもを育てるという意識をもつことが重要です。
- 複数の種目が用意されているコミュニティスポーツクラブは、子どもにとっても大人にとっても魅力あるクラブです。子どもが安心してスポーツ活動に取り組める環境が整っているので、運動好きな子どもを育て、体力を向上させるためにもコミュニティスポーツクラブとの連携は必要です。

(5) 事業所における取組の視点 … <外遊び等を通した運動能力・体力の向上>

- 事業所では、体力向上を図るための経費負担や子どものスポーツ行事などを支えることも地域貢献の一つとして考えてほしいところです。また、子どもが夢を抱き、運動やスポーツに積極的に取り組むために、市内を横断する駅伝大会やマラソン大会などの大きなスポーツ行事を市民一体となって企画することが大切です。
- 出前授業などを活用して学校へ出向き、優れた運動技能を子どもたちに教えることや運動部活動の指導者として活動することが大切です。

(6) 行政における取組の視点 … <外遊び等を通した運動能力・体力の向上>

- 子どもの体力向上を図るための推進計画「体力・気力アップ始良っ子育成プラン」等を策定し数値目標を立て、具体的な施策を講じていくことが大切です。
- 子どもの体力・運動能力の向上に向けて、まずは学校体育の充実を図ることが大切です。体育・保健体育の授業では、特に、運動量を確保することと身に付けさせることを明確にした授業の展開を図ることが大切です。
- 市全体で共有する「体力・気力向上の手引き」を作成するなど、同じ視点で大人が子どもの教育に関わる手立てを明確にした上で、支援が必要です。
- 子どもが運動する機会を確保するために、学校では、「一校一運動」や「1日60分運動」、家庭では親子で取り組む「一家庭一運動」の推進を図ることが大切です。
- 子どものニーズに応じたスポーツ環境を整備することが必要です。
- 地域総ぐるみで、子どもを対象にした特色あるスポーツ行事を構築する必要があります。

外遊び等を通した運動能力・体力の向上を図る取組・事業(例) ～こんな取組・事業があれば～

- ◇ 【家庭】親子で取り組む「一家庭一運動」の推進、基本的生活習慣の確立
- ◇ 【家庭】家庭で「親子で共に運動に親しむ日」を設定し、運動や遊び、親子のコミュニケーションを図る時間を創出する取組の推進
- ◇ 【学校】体力向上を図る体育学習の充実
- ◇ 【学校】親子で体力つくりが続けられるような「体力向上実践カード」を作成し、PTAと連携しながら、実践・活用を図る取組の推進
- ◇ 【学校】「一校一運動」の推進、「1日60分運動」の推進
- ◇ 【学校】県「チャレンジかごしま」への積極的参加
- ◇ 【行政】心豊かでたくましい体をもった始良っ子を育成するために、「体力・気力アップ始良っ子育成プラン」の策定
- ◇ 【地域】子ども会活動や地域活動におけるスポーツ行事の企画、地域総ぐるみによるスポーツイベントの企画
- ◇ 【事業所】コミュニティスポーツクラブの拡大
- ◇ 【事業所】県内外へ情報発信するスポーツイベントの支援・企画
- ◇ 【行政】子どもが安心して遊べる環境やスポーツ施設の整備
- ◇ 【行政】「体力・気力向上の手引き」等の作成による市民全体への意識向上

9 子どもの安全確保と危険予知能力等の向上

(1) 基本的な考え方

安全な社会を実現することは、全ての人々が生きる上で最も基本的かつ不可欠なことです。安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件・事故・災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態です。人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体として安全意識を高め、全ての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組を進めていくことが必要です。

特に、子どもの安全を確保することは、何よりも最優先されます。事件・事故から子どもの命を守り育てるために必要な取組として、交通安全、不審者や危険な場所、危険な行為の回避などの危険予知能力をあらゆる機会、体験を通して子どもに身に付けていくことが大切です。また、子ども自身が危険時にSOSを発信できる力を身に付けることが重要です。さらに、子どもの登下校の安全を確保するために、スクールガードや見守り隊など、社会全体で子どもの命を守り、育てる体制を構築することが大切です。

(2) 家庭における取組の視点 … <子どもの安全確保と危険予知能力等の向上>

- 家庭では、家族団らんなどを利用して、交通事故防止や不審者対応、災害発生時の行動の仕方などについて、子どもの発達に応じて、理解させることが大切です。また、子どもが体験・経験した危険に遭遇した事柄を、何でも話せる雰囲気を家庭内でつくることも大切です。
- 子どもが外出するときは、子どもの所在を確認するとともに、必ず「車に気をつけなさい。」「左右を確認して横断しなさい。」「〇〇時までは帰宅しなさい。」などと一言添えることが大切です。また、自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しているか見届けることも大切です。
- 子どもと地域の人々がお互いに顔と名前を知っていることは、安全で安心した生活を送ることにつながります。子どもには、地域の人々には積極的に挨拶をするようにしつけるとともに、挨拶をすることは自分を守ることになることを教えることが大切です。
- 親子一緒になって、通学路や生活道路、遊び場所などを歩いて点検することは、危険な場所を把握することができるとともに、子どもに危険予知能力や危険回避能力を身に付けさせることができますので大切なことです。家庭における安全に関する教育（KYT：危険予知トレーニング）を推進する上で、身の回りに潜む危険箇所等を点検することはとても重要です。
- 危険箇所を新たに発見したり、子どもが危険にさらされたりしたら、速やかに学校へ連絡することは必要不可欠であり、場合によっては警察へ届けることも必要です。
- 家族で海や山、行楽地などへ外出するときは、天候や道路状況を把握することが大切です。特に、車を運転する場合は、子どもを乗せているという自覚に立ち、交通ルールを遵守することが大切です。子どもは大人のするとおりに育っていくと言われますので、子どもの道徳心を育てる観点からも重要なことです。

(3) 学校における取組の視点 … <子どもの安全確保と危険予知能力等の向上>

- 学校では、生涯にわたって健康で安全な生活を送るために必要な資質や能力の基礎を培うことが必要です。特に、児童生徒等が安全に関する問題について、興味・関心をもって積極的に学習に取り組み、思考力・判断力を身に付け、安全について適切な意志決定や行動選択ができるよう工夫することが大切です。

- 事故の要因となる学校環境や子どもの学校生活における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、子どもの安全を確保することが大切です。
- 子どもの事件・事故・災害はあらゆる場面において発生しうることから、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められているため、学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を推進することが重要です。
- 学校は、家庭、地域、事業所、関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、子どもが安心して学校教育や生活が送れるように環境を整えていくことが必要です。
- 災害発生に備えるためには、防災体制の教職員の役割分担、消火器等防災設備の配置や使用法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備及び対処法について教職員の共通理解を図っておくことが必要です。
- 学校で行う避難訓練は、マンネリ化にならないように、季節や社会的行事等との関連を図ったり、地域の実態を考慮したり、家庭や地域と連携して実施したりすることが大切です。また、避難所に指定されている学校にあっては、姶良市が作成している避難所運営マニュアルを理解し、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておくことが必要です。

(4) 地域における取組の視点 … <子どもの安全確保と危険予知能力等の向上>

- 地域住民全てが子育てサポーターという自覚をもち、あらゆる場や機会で子どもに声かけを行うことが必要です。危険な遊びや行動をしている子どもを見かけたら叱ることもとても重要なことです。
- 子どもの上下校の安全を確保するために、交通事故防止を中心とした見守り活動やスクールゾーン対策委員会を計画的に開催し、家庭、学校、地域、事業所、関係機関等との情報を共有することが大切です。
- 学校で行う避難訓練や安全教育に積極的に協力し、子どもを守る安全の取組を学校と共有することが重要です。

(5) 事業所における取組の視点 … <子どもの安全確保と危険予知能力等の向上>

- 職場体験学習等において、子どもの危険予知能力を育てる観点で、学習体験を実施することが必要です。
- 事業所で使用する車に安全ステッカーを貼ったり、子ども 110 番を開設したりするなどして、子どもを犯罪から守っていく取組が必要です。

(6) 行政における取組の視点 … <子どもの安全確保と危険予知能力等の向上>

- 家庭、学校、地域、事業所等の関係機関が連携して、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制を整備することが必要です。
- 危機管理に関する基本的な考え方や対処方法などの指針を作成することが大切です。
- 学校においては、学校安全計画に基づき、全職員が一体となった安全教育及び安全管理、組織活動を計画的に実施するとともに、学校と家庭や地域、事業所等が連携し学校安全の充実を推進していくことが大切です。

- 学校施設は、子どもが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地震などの災害発生時には地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。

子どもの安全確保と危険予知能力等の向上を図る取組・事業（例） ～ こんな取組・事業があれば～

- ◇ 【学校・家庭・地域・事業所・行政】 「地域の子どもは地域で守る」を合言葉に地域総ぐみによる見守り活動の促進による子どもの安全確保の確立
- ◇ 【学校・家庭・地域・事業所・行政】 「始良つ子見守り隊」の設置による安全確保の取組の推進
- ◇ 【家庭】 「家庭安全の日」の設定による安全に関する意識の高揚
- ◇ 【家庭】 親子による定期的な通学路の安全点検と危険箇所等の学校及び関係機関等への速やかな連絡
- ◇ 【学校・地域】 安全確保のための登下校方策の工夫、地域ボランティアによる学校内外の巡回、交通教室や防犯教室、避難訓練等の実施など、地域ぐみによる子どもの安全確保の推進
- ◇ 【学校・地域】 K Y T、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、ロールプレイングの導入などによる効果的な安全学習の実施
- ◇ 【事業所】 「110番の家」や安全ステッカーの導入による犯罪から子どもを守る活動の推進
- ◇ 【行政】 事象別危機に対応した危機管理マニュアルの作成による安全・安心な学校づくりの推進

10 いじめ・不登校・虐待への早期対応と改善に向けた支援

(1) 基本的な考え方

いじめ・不登校・虐待は、子どもの心に大きなダメージを与え、生涯にわたって影響を与えるかねない重大な問題であり、関係者が連携を深めながら早期に対応していく必要があります。いじめは、加害者も被害者も価値観が共有されていない視点から起こる問題であり、「いじめは卑怯で卑しい行為である」という価値観を子どもたちの中に醸成していく必要があります。そのためには、教職員をはじめ、保護者や地域社会など、子どもに関わる全ての人が、これらの価値観を明白に示し、協働して子どもたちを育てていくことが大切です。家庭、地域、事業所など、社会全体で価値観を共有し、いじめが起こらない、いじめを起こさない環境をつくることが根本的に大切なことです。不登校については、学校が子どもにとって自己の存在感を実感し、精神的な充実感を得られる「心の居場所」と社会性を身に付ける「絆づくりの場」がある魅力ある場であることが大切です。虐待については、子どもの様子から早めに危機を察することが必要となりますが、何よりも虐待に至らないための親への早期の支援が重要なことがあります。

(2) 家庭における取組の視点 … 〈いじめ・不登校・虐待への早期対応と改善に向けた支援〉

- 家庭では、普段から子どもの感情をしっかりと受け止め対話を深め、共感的な親子関係を形成しておくことが大切です。そのことで、家庭は子どもにとって「心の安全基地」となり、安心感と我慢強さが育ち、対人関係のトラブルも乗り越える力が育まれてきます。

- 親は、普段から子どもとの会話を密にし、何気ない会話から子どもの心の状態を把握するなど、心の変化を敏感に感じとる姿勢を身に付けておく必要があります。
- 子どもの言動から「いじめ」が疑われる場合は、速やかに学校と連携をとり、子どもの苦しみと親の思いを伝え、学校と一緒に改善に向け取り組んでいくことが大切です。
- もし、子どもがいじめられている状況を確認したら「絶対にあなたを守り抜く」ということを子どもに強く伝え、子どもの心を支え、安心感を持たせていくことが大切です。
- 子どもが登校しぶりを示す場合は、気持ちに寄り添い、内面の感情を受け止めることが大切です。「何がそういった気持ちにさせるのか」を親が共感的に考えていくことで、現状打開のヒントに気付く場合もあります。不登校の状態は心のエネルギーが枯渇している状況でもあり、家庭では十分リラックスさせ、心が充電される時間をじっくりと待つ対応も大切です。
- 不登校が深刻化している場合は、学校と対応について話し合うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室など、専門機関と十分連携をとり、子どもに関わっていくことが大切です。また、専門機関との相談を通して家庭も支援を受け、元気をもらうことができます。
- 保護者が子育てにおいて、子どものわがままな言動に異様に感情が高ぶったり、イライラした感情が恒常に自覚される場合は、子育てに関する相談機関や専門機関に相談することが大切です。また、日頃から子育てについて他の親に話し、子育ての悩みを共有していくことも必要です。

(3) 学校における取組の視点 … 〈いじめ・不登校・虐待への早期対応と改善に向けた支援〉

- 子どもにとって、「学校に来ることが楽しい」と感じられる「魅力的な学校づくり」を全校体制で進めていくことが重要です。その中心は、「授業づくり」と「集団づくり」であり、学校の授業や行事等の中で、「居場所」や「自己有用感」を感じ取らせていくことが重要です。
- 学級の中での人間関係に配慮し、「ありがとう」という言葉が日常的に行き交うなど、一人一人の存在を大切にし、子ども同士が互いの良さを認め合い、互いに高め合う学級経営を進めることができます。
- 授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着ける場所をつくりだす（「居場所づくり」を進める）ことが、いじめ発生のリスクを抑えます。
- 人と関わることを喜びと感じる体験や子どもが主体的に取り組む協同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を育てることが大切です。そのような自己有用感を子ども一人一人が感じ取り認め合うことで、いじめに向かう子どもたちは減ってきます。自己有用感を育てる活動が非常に重要です。
- 被害者に対して暴行、傷害、恐喝、強要などを行ういじめは「犯罪行為」であるという視点から、そのようないじめがあった場合は、躊躇なく司法機関との連携を深めながら、いじめの加害者の更生を図っていく必要があります。
- いじめアンケートはすみやかに実施・集計できる、学校独自の簡単なものを繰り返し（定期的に）実施することが大切です。実施時の雰囲気に留意し、簡単なアンケートではあっても、ふざけたりしないで正直に答えてほしいことを伝えることが重要です。また、回収後は児童生徒の目の前で封筒に入れるなど、無記名ではあっても匿名性を守る姿勢を見せることが大切です。
- いじめは、一部の特別な児童生徒だけでなく、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解することが重要です。アンケートの結果を踏まえつつ、すべての児

童生徒を対象に「予断を持たない」で観察したり、対策を講じたりする姿勢が大切です。

- 学校で行ういじめアンケートを通して、被害者や加害者を特定することだけではなく、教師の気付かないいじめがどの程度で起きているかを把握することが必要です。アンケートの数字を真摯に受け止め、必要なら子ども全員に対して個別の教育相談を実施することが大切です。
- 不登校の課題へは、「未然防止の段階～魅力ある学校づくり」と「初期対応の段階～早期発見・早期対応」、「自立支援の段階～事後の対応・ケア」と段階的に対応することが重要です。
- 学校でできる不登校対策の一つとして、「嫌なことを乗り越え、つらいことを上手にしのぐ力を育てる」とも大切です。そのためには、家庭との連携も深めながら子どもにコーピングスキル（ストレスに対処する力）を育んでいくことが重要です。具体的には、「人と関わっていく力（人間関係を円滑に結んでいく力）」としての社会性、「努力する力」「我慢する力」としての耐性を育むことが大切です。
- 子どもの様子から虐待が疑われる場合は、速やかに関係機関へ通告することが義務付けられています。通告は、子どもを守るとともに家族を守るという、保護者と児童生徒の双方を支援する意義を有する行為であることを共通認識し、対応していくことが重要です。

(4) 地域における取組の視点 … 〈いじめ・不登校・虐待への早期対応と改善に向けた支援〉

- 地域では、いじめられている子どもや不登校の子どもにとって、地域行事の中で何らかの出番や人との関わりがある場を積極的に設けていくことが重要です。それらの人との関わりの中で自己有用感や居場所を感じることができます。
- 日頃の人間関係とは違った上級生や下級生といった異年齢の子どもたちとふれあったり、多くの大人とふれあったりする交流体験・体験活動を意図的に設定していくことが重要です。
- 地域行事等でさまざまな体験活動を進める中で「いじめは卑怯で卑しい行為である。」という価値観を繰り返し伝え、「いじめは絶対に許さない」というメッセージを地域の大人が同じように子どもに伝えていく必要があります。
- 地域コミュニティの中で子育て世代の親の交流を深め、地域の大人たちが困難な状況にある子どもに声をかけ、人間関係を持ち、関わっていくことが大切です。
- 地域における子育てサークルなど、子育て世代の親が気軽に交流できる場をつくり、子育ての悩みを共有するなど、親子関係改善のヒントを得られるような働きかけが重要です。
- 子育てに孤立感を抱え、子どもへの虐待が疑われる家庭へ、地域においても「子育てで困っていることはないか」早めに声をかけ、必要なら関係機関への通告も行うことが大切です。そのことが子どもを守り、家族を守ることになることを地域全体で共有しておくことが重要です。

(5) 事業所における取組の視点 … 〈いじめ・不登校・虐待への早期対応と改善に向けた支援〉

- 職場体験学習等で学校の人間関係や生活と違う環境の中で仕事を通して人に役立つ体験を味わわせることは子どもの自己有用感を育てていきます。職場体験学習等の中で何らかの自信やきっかけが持てるよう配慮していくことが重要です。
- 仕事を通した社会貢献の取組や困難を乗り越えながら一つの仕事を達成した取組、逆境の中で大きな志を持ち努力し環境が好転した取組など、キャリア教育の視点から出前授業の中で講話をすることで、子どもたちに心の耐性と将来への展望を持たせていくことが重要です。

- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から仕事をしながら育児を行っている方へ、育児と仕事の両立が図られるよう仕事の進め方について配慮とともに、万一、虐待の疑いが見られる場合は、関係機関へ通告していくことが大切です。

(6) 行政における取組の視点 … くいじめ・不登校・虐待への早期対応と改善に向けた支援

- 子どもが学校に行くのが楽しみになるような「魅力ある学校づくり」について、積極的に推進し、授業や行事など、さまざまな取組の良さを共有していくことが重要です。
- 「授業づくり」と「集団づくり」について、居場所や自己有用感を育てる進め方について、研修会等で教職員の資質能力を高め、具体的に実践できるようにしていくことが大切です。
- いじめや不登校の状況について、定期的に学校の状況を把握し、必要に応じて支援を進めるとともに、ケースによっては行政も一体となって関わっていくことが重要です。
- いじめや不登校、家庭に関わる問題などに専門的に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校へ派遣していくことが必要です。
- 不登校児童生徒が心の安定を図り、学校へ復帰できるようになるまで一時的に通うことができる学校以外の場としての適応指導教室を充実させていくことが必要です。
- 保護者向けにいじめや不登校のサインやその対応についてリーフレットを作成し、配布するなど、保護者の啓発を図り、適切な対応が進められるようにしていくことが大切です。
- 早期からの子育てを支援するシステムを確立し、関係機関の細かな連携を図りながら個別の支援を細かに行う体制を整えていくことが重要です。
- いじめの未然防止も含め、道徳性の向上を図る市全体としての取組を進めるとともに、「いじめは卑怯で卑しい行為である」という価値観を醸成していくことが大切です。

いじめ・不登校・虐待への早期対応と改善に向けた支援（例） ～ こんな取組・事業があれば～

- ◇ 【家庭】家庭での対話やふれあい活動の推進（「心の安全基地運動（仮称）」）
- ◇ 【家庭】子育ての悩みを深める相談
- ◇ 【学校】子どもの所属感、自己有用感を授業や行事等の活動で高められるような「魅力ある学校づくり」の全校体制による推進
- ◇ 【学校】いじめアンケートを定期的に実施し、いじめの実態（頻度や割合等）を把握し、必要に応じた全校児童生徒への教育相談の実施や一人一人への声かけを密にしていく取組の推進
- ◇ 【学校】いじめや不登校などの課題に対する全校体制での一体的対応と専門家や関係機関との連携を密に細かな対応の推進
- ◇ 【地域・行政】「子育てサロン」などの母親向けの支援の場の設定
- ◇ 【地域】見守り隊による声かけ
- ◇ 【行政】スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣事業
- ◇ 【行政】適応指導教室による不登校児童生徒の対応
- ◇ 【行政】いじめ防止等、道徳性向上の取組の推進（モラリティ・インプルーブメント）
- ◇ 【行政】いじめ・不登校の対応に関するリーフレット作成

「始良っ子」を育てる協働の関わりのポイント

		家 庭	学 校	
教育の原点 育みたい資質・能力等 へ抱える個別課題などを	1	家庭の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭は教育の原点、安心できる居場所 ・我が家家の家訓等(教育方針)の設定 ・基本的信頼感(愛着形成)の育成 ・生活に必要な習慣、自立心の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育理念を共有したPTA活動の推進(親子の絆形成の活動) ・家庭教育学級の充実 ・子育て支援センター的機能の充実
	2	基本的生活習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・「早寝・早起き・朝ご飯」の推進 ・ノーメディアタイム等の取組推進 ・身辺自立、片付けの習慣 ・時間と金銭の自己管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムに関する学習の充実 ・家庭と連携した基本的生活習慣形成の取組の推進 ・学校保健委員会での取組推進
	3	学ぶ力・読書力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭学習の習慣の確立と学習時間の確保(習慣づくりと見届け) ・親子読書の推進(本に親しむ) ・探究心を育てる(なぜ?を大切に) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学びのよさを実感させる授業推進 ・学びと実生活とのつながりの提示 ・PTAと連携した家庭学習の推進 ・読書の量と質への取組の推進
	4	耐性、規範意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・家事に継続的に関わる体験の推進 ・目標達成の活動や体験の支援 ・善悪の判断力の育成 ・負の体験を活かす関わりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・我慢する力、努力する力の育成 ・課題解決までの根気の育成 ・目標に挑戦する共同活動の推進 ・公徳心等を育む道徳教育の推進
	5	自ら考え行動する力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら進んで生活を改善する習慣 ・ルールや行動規範の意識化 ・家庭内の役割感の形成(貢献感) ・自主性の尊重(過干渉を減らす) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全教育活動での言語活動の充実 ・創意工夫を活かす学級活動の充実 ・体験活動での自主性・社会性育成 ・学習と生活を結ぶ思考力の育成
	6	表現する力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・愛着関係の形成と応答的環境による表現意欲の醸成 ・子どもの話を最後まで聞く関わり ・家族の団らんの時間確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業における表現の場の設定 ・言語活動充実による表現力育成 ・多様な表現方法の習得及び活用 ・体験を表現につなげる活動の充実
	7	挨拶、返事、礼儀等、道徳性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・親自身の挨拶の率先执行(モデル) ・時と場と相手に応じた挨拶 ・感謝、敬意の表現(家庭内含む) ・いのちと向き合う経験の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・「道徳の時間」の充実 ・子どもたちによる挨拶運動の展開 ・家庭地域と連携した道徳教育推進 ・心の発達を踏まえた関わりの充実
	8	外遊び等を通した運動能力・体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・朝ご飯をしっかりとる習慣づくり ・仲間との遊びの奨励 ・外遊びの励行と継続 ・親子一緒に運動、体力づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動好きにする教科体育の充実 ・学校体育における運動習慣の形成 ・外部講師による技能・体力向上 ・食生活と運動を関連した取組推進
	9	子どもの安全確保と危険予知能力等の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・安全の意識づけを図る声かけ推進 ・自転車ヘルメット着用の厳守 ・家庭における安全教育(KYT) ・危険回避能力の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全教育の充実と推進 ・安全に関わる資質能力の育成 ・避難場所としての学校の機能強化 ・危機管理体制の整備と対応力強化
	10	いじめ・不登校・虐待への早期対応と改善に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・共感的親子関係の形成(安全基地) ・子どものサインを見逃さない対応 ・子どもを守り抜く姿勢と行動 ・不登校解決に向けた行動連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある学校づくりの推進 ・居場所や自己有用感の確保 ・人間関係づくりと学級経営の充実 ・実態把握と個別対応の充実

「姶良っ子」を育てる協働の関わりのポイント

地 域	事 業 所	行 政
<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての知恵の伝授 ・地域活動への家族単位の参加 ・子育て支援ネットワーク形成 ・親子の体験活動の場の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児と仕事を両立させる「ワーク・ライフ・バランス」の推進 ・家庭の地域行事への参加支援 ・子育て講演会等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・親向け(将来の親も含め)の子育て研修会の設定、親同士のつながり育成 ・子育て支援の冊子作成・配布 ・相談体制、支援体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの朝のラジオ体操 ・子ども会キャンプ等での集団生活における生活の見直し ・地域の育成会等での料理教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・実社会における基本的生活習慣の確立に関する体験的自覚 ・基本的生活習慣と企業活動の結びつきに関する授業提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・姶良市家庭教育推進リーフレット等の活用(早寝・早起き・朝ご飯) ・保護者の学習の機会の提供 ・生活習慣確立のための家庭支援
<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化(歳時行事)の伝承 ・体験活動の中での学びの充実 ・寺子屋、地域塾等の取組推進 ・子ども会での読書活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・実社会での学びのつながりを示し、学ぶことの価値の伝達 ・学びと職業観をつなげる働きかけの推進(キャリア教育等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中連携による学力向上システムの構築(学力向上アクションプラン) ・市家庭学習の手引きの作成活用 ・読書活動充実のための支援
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども自ら企画し推進する体験活動の充実(挑戦する体験活動) ・異年齢活動の中での切磋琢磨 ・地域の大人からの叱咤激励 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事における肉体的・精神的緊張を伴う職場体験学習の推進 ・勤労觀と社会的価値の関連提示 ・リーガルマインド、コンプライアンスの啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・挑戦することへの価値付け ・登山や遠行などの企画 ・異年齢体験活動の推進 ・「キャリア・スタート・ウイーク」の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の一員としての自覚の形成 ・考えたことを実行する力の育成 ・郷土の文化へ関わる力の育成 ・異年齢集団による意見交流体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に取り組む体験学習の設定(自主性を活かす) ・社会とのつながりを考える力 ・考える力の社会的価値の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・思考力を育む授業づくりの推進 ・子どもの考える力を育成することの啓発(過保護・過干渉等) ・市全体の異年齢体験活動
<ul style="list-style-type: none"> ・集団におけるコミュニケーション活動や異年齢間の対話の時間の充実 ・世代間のコミュニケーション活性化 ・伝統行事・地域行事での表現 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会において人と接する際のコミュニケーションや接遇等の学習 ・相手の立場に立った会話の理解 ・社会における心配りと言動 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見発表の場の提供 ・ソーシャルスキルトレーニングの場の提供 ・表現力に関わる専門家の活用 ・表現物(作品)紹介、表現のよき啓発
<ul style="list-style-type: none"> ・地域における挨拶運動(眸づくり) ・地域ボランティア活動の計画・充実 ・体験活動の中で挨拶や礼儀についての良さの自覚化 	<ul style="list-style-type: none"> ・「はい」「私がします」「ありがとうございます」「お世話になります」など、挨拶活動の充実 ・事業所の社会貢献活動の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶に関する啓発資料作成 ・家庭教育、成人教育の充実 ・学校における道徳教育の充実 ・思いやりにあふれるまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な遊びの環境づくり ・地域に伝わる遊びや運動の継承 ・地域スポーツ活動への参加促進 ・運動部活動の充実(外部講師) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスポーツクラブを活用した体力・運動能力の向上 ・スポーツ行事への支援 ・専門家による出前授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・体力向上を図るための総合計画 ・一家庭一運動の推進 ・スポーツ環境の整備 ・スポーツ行事の構築
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサポーターとして子どもの安全を見守る活動の充実 ・スクールゾーン対策委員会 ・学校と一緒にした安全活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども110番の家」への協力 ・子どもの安全を守る活動の積極的推進(安全ステッカー添付等) ・仕事における危機管理の学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全見守り体制の整備 ・危機管理対応の指針の明示 ・緊急避難場所としての学校の役割と対応の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの出番を設けた地域活動 ・固定的人間関係から離れた異年齢活動での学び合いの設定 ・孤立感を抱える保護者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事を通して人に役立つ体験の確保(自己有用感づくり) ・仕事の中で困難を乗り越え成果を導き出す価値の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめは卑怯で卑しい行為である」という価値観の共有化 ・専門家による学校・家庭支援 ・虐待への早期対応及び支援充実

おわりに

「社会全体の協働による子育て・人づくり」は、姶良市のあしたをひらく大切な取組であり、日本の未来をつくる重要な取組です。家庭、学校、地域、事業所が協働して子育て・人づくりに関わることが、子どものよりよい成長・発達を促します。

本審議会において、今の子どもの課題、その背景、改善のための視点や具体的な取組について、6回にわたり議論を重ねてきました。課題として、家庭の教育力、基本的生活習慣、学ぶ力・読書力、耐性・規範意識、自ら考え行動する力、表現する力、挨拶・返事・礼儀等の道徳性、運動能力・体力、安全確保と危険予知能力、いじめ・不登校・虐待等への対応と10の項目を取り上げました。各項目では、子どものよりよい成長のために、家庭、学校、地域、事業所がどのような視点で関わるかを示すとともに、具体的な活動・事業を示しました。それぞれの立場で具体的働きかけの視点に基づいて積極的に子どもに関わっていくことで、自立に向けて子どもを望ましい方向へ育んでいくことができると言えます。

本審議会報告書の各提言が姶良市としての子育てに関する決意表明として終わることなく、全ての市民の皆様方の共通の理念として考え方を共有し、それぞれの立場での取組を具体的に展開し、実効性のあるものにしていくためには、条例化を図っていくことも必要だと考えます。条例において、社会全体による協働の子育ての必要性、家庭、学校、地域、事業所の役割と責任を明らかにすることで、姶良市民一人一人が子育て・人づくりの共通の理念の下、「役割」と「責任」に基づく行動が広がっていくものと考えます。そのことは、自立に向けて子どもが一歩一歩成長・発達していくことであり、社会全体による協働の子育て・人づくりの姿であると考えます。現在、姶良市教育振興基本計画に基づき、今回提案されている内容について、課題解決のための事業が一部先行して動き始めているところであります。

「子育て・人づくり」は、あしたの社会をつくる、未来をつくる重要な営みであることを社会全体で共有し、「子どもの『自立』を目指して、今、私たちにできることは何か」を自分自身に問いかけ、一人一人が使命感を持ち、家庭、学校、地域、事業所が協働し関わっていくことが大切です。そのことを本審議会の提言の中核としたいと考えます。

最後に、本審議会において熱心に議論いただいた委員の皆様の御協力、並びに情報提供等いただいた関係各位の御尽力によって本報告書が出来上がったことを踏まえ、これから、本報告書の提言内容が子どもの『自立』を目指し実現に向かうことを祈念し、おわりの言葉とします。

「姶良っ子」子育て審議会

資 料

- 「姶良っ子」子育て審議会委員及び部会員構成
- 姉良市第一次総合計画
- 姉良市教育振興基本計画
- 姉良市教育振興基本計画の目指す教育の姿
- 子どもの発達の段階の特徴と重視すべき課題

「始良っ子」子育て審議会委員及び部会員構成

「始良っ子」子育て審議会は、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各学校の代表、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、PTA関係者、民生委員、子ども育成関係者、自治会関係者、事業所関係者等、子育てに関わる21名の委員で構成されています。全体会と3部会（学校部会、家庭部会、地域・事業所部会）を通して、子どもの課題に応じて、改善のための協働の取組等について協議を進めていきました。

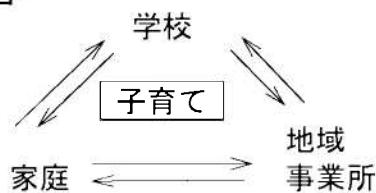
全体会（21名）

—敬称略—

学校部会（7名）		家庭部会（7名）		地域・事業所部会（7名）	
1	今村 葉子 (スクールカウンセラー、鹿児島心連オフィス)	1	【会長】中村 洋志 (星ヶ峯幼稚園長・元鹿児島国際大学講師)	1	【部長】大山 幸雄 (安全安心まちづくり推進協議会代表)
2	【部長】上田 聰 (重富中学校長・中学校長代表)	2	【部長】柊原 美恵 (有識者)	2	米倉 治美 (市スクールソーシャルワーカー)
3	和田 幸一郎 (健昌幼稚園長)	3	馬場 広幸 (市PTA連絡協議会代表)	3	出水 昭彦 (市子ども会育成連絡協議会代表)
4	室屋 賢三 (杣城小学校長・小学校長代表)	4	戸島 広美 (市PTA連絡協議会母親代表)	4	竹下 敬喜 (市自治会長連絡協議会代表)
5	黒木 浩二 (加治木高等学校長)	5	立山 経一 (保育所長)	5	徳永 晴子 (市民生委員・児童委員協議会代表)
6	廣濱 洋一郎 (加治木養護学校長)	6	藤谷 和泉 (読書グループ代表)	6	田ノ上 稔 (イケダパン総務部長)
7	川田 孝雄 (有識者)	7	西迫 雅子 (市女性団体連絡会代表)	7	新盛 公博 (鹿児島銀行始良支店長)

審議会経過と審議内容

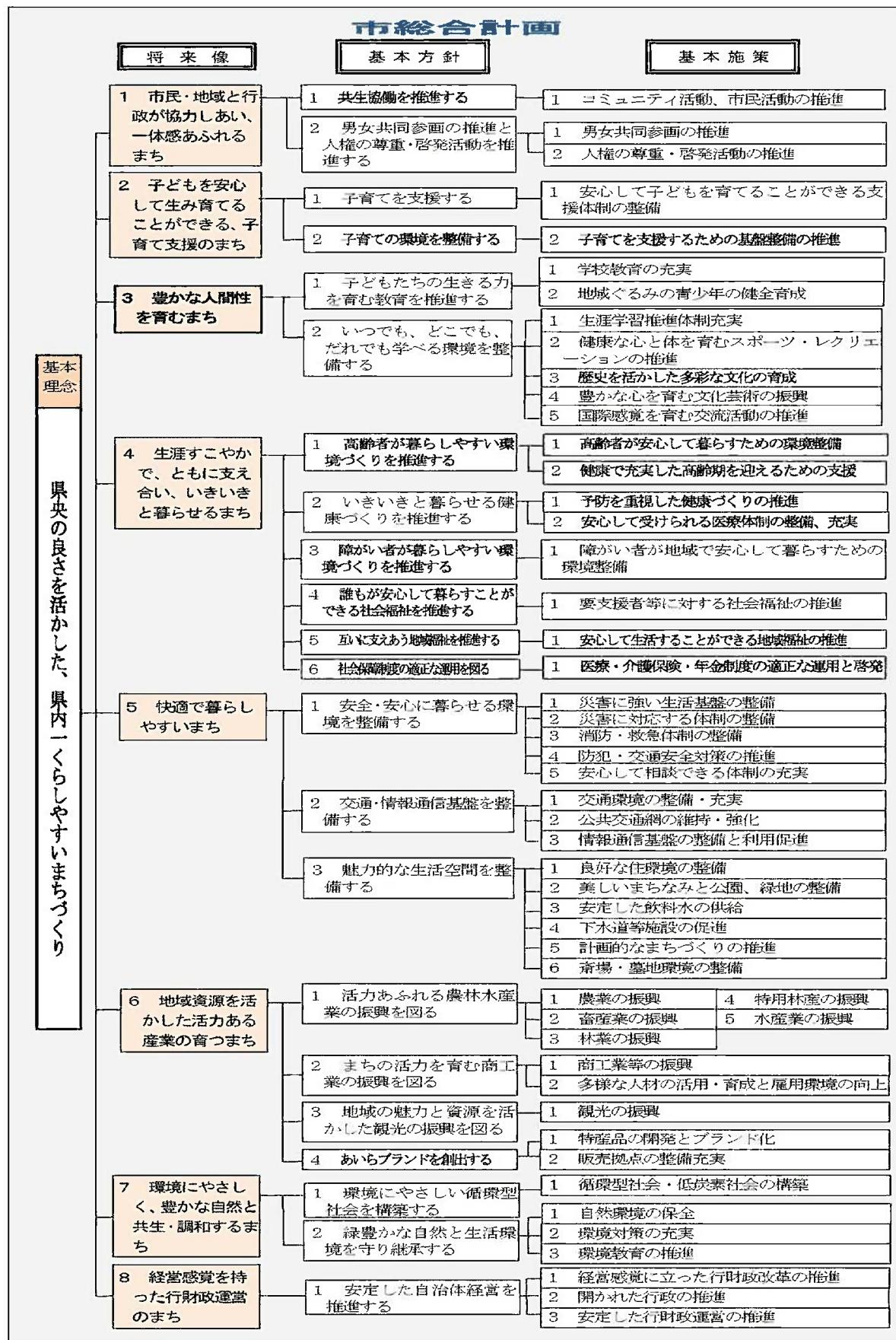
回	期日	主な内容
1	5月22日	審議会趣旨、スケジュール等
2	7月10日	各委員の子育てに関する意見交換
3	9月4日	子どもたちの課題と改善の取組①
4	10月9日	子どもたちの課題と改善の取組②
5	11月13日	役割と責任等 報告書検討①
6	1月29日	報告書検討②・最終確認 (協働の取組、提言内容確認)



具体的協議内容

- ①子育ての実態はどうか。課題は何か。改善策は何か。
- ②協働の子育てを進める上でどういった取組（支援）が必要か、また、できるか。
- ③具体的な協働の施策（取組・活動）として何ができるか。

姶良市第一次総合計画



教育理念

いにしえ

古から未来への架け橋

～新しい風に乗って 市民総ぐるみ(協働)による 自立の教育を目指して～

○ つなごう～郷土の文化と歴史、ふるさとを愛する心

○ 築こう～夢と希望に満ちた教育的風土

○ 育てよう～生きる力に溢れ、志を抱く心豊かな人

10年後を見据えた教育の姿

ふるさとを愛し 未来を切り拓く 心豊かでたくましい人づくり

～住みよいまちの教育的風土や歴史・文化を

発展的に融合させた活力と魅力ある教育の推進～

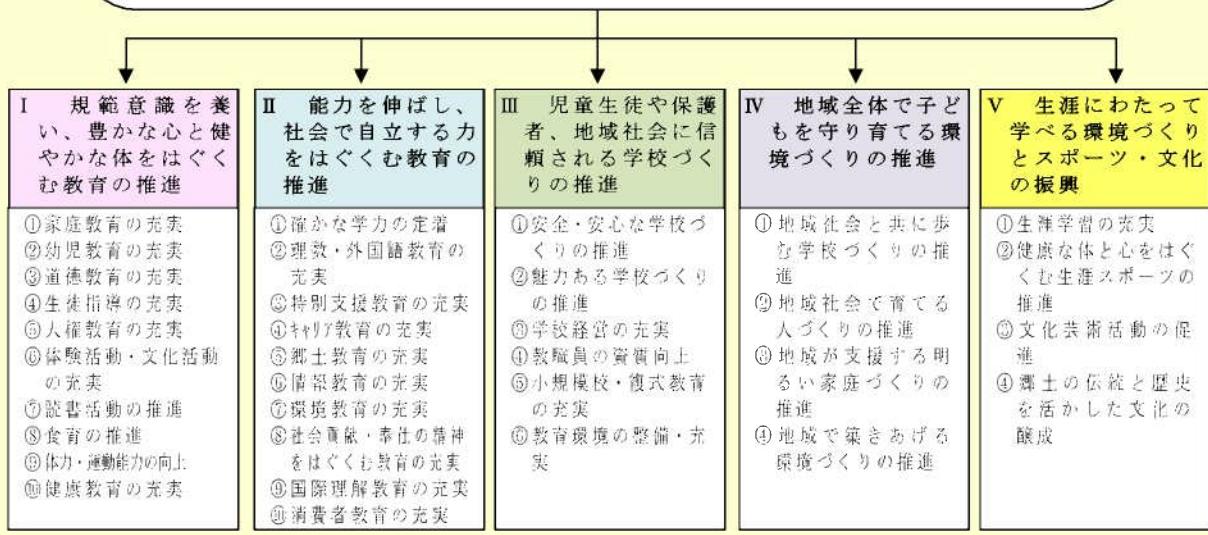
- 1 知・徳・体の調和のとれた生きる力に溢れ、主体的に考え方行動し、生涯にわたって学び続け、意欲的に自己実現を目指す自立した人間
- 2 郷土の自然、歴史、伝統、文化を尊重し、それらをはぐくんできた郷土を愛する態度を養い、夢と志を持ち、公共の精神でこれから社会づくりに貢献できる人間
- 3 学校・家庭・地域・事業所が融合した協働社会の実現



今後5年間に集中して取り組む施策

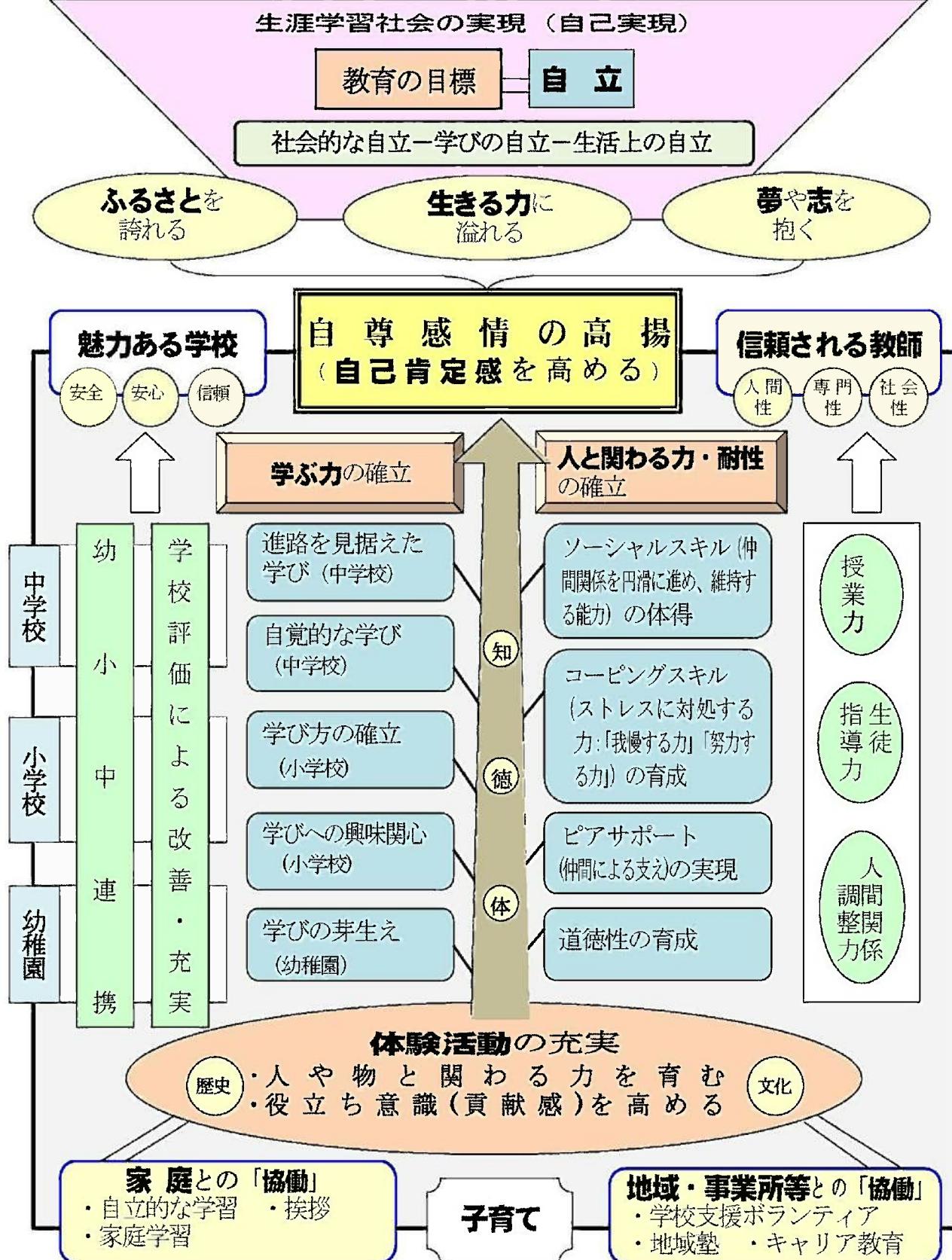
《取組の視点》

- 1 時代を超えて変わらない価値あるものを尊重し、豊かな心と健やかな体を備えたバランスのとれた人間の育成
- 2 確かな学力を身に付け、将来に向かって夢と志を抱き、社会の変化に的確かつ柔軟に対応できる人材の育成
- 3 社会のために役立とうとする自覚と責任、公共の精神の育成
- 4 学校・家庭・地域・事業所が協働した、市民総ぐるみによる子育て社会の構築
- 5 郷土の教育的な伝統や風土を活用しながら、心豊かで生きがいのある生涯学習社会の実現



姶良市教育振興基本計画の目指す教育の姿

ふるさとを愛し 未来を切り拓く 心豊かでたくましい人づくり
～住みよいまちの教育的風土や歴史・文化を
発展的に融合させた活力と魅力ある教育の推進～



子どもの発達の段階の特徴と重視すべき課題

(文科省調査研究協力者会議「子どもの德育の充実に向けた在り方」報告書、平成21年9月)

時 期	特 徴	重視すべき課題
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・母親や父親など特定の大人との間に、愛着関係を形成する時期 ・食事や睡眠などの生活リズムが形成される時期 ・遊びなどによる体験活動を中心に道徳性や社会性の原点を持つことになる時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛着の形成（人に対する基本的信頼感の獲得） ・基本的な生活習慣の形成 ・十分な自己の發揮と他者の受容による自己肯定感の獲得 ・道徳性や社会性の芽生えとなる遊びなどを通じた子ども同士の体験活動の充実
学童期 (小学校下学年) 小1～小3	<ul style="list-style-type: none"> ・大人の言うことを守る中で善悪についての理解と判断ができるようになる時期 ・言語能力や認識力も高まり、自然等への関心が増える時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人として、行ってはならないこと」についての知識と感性の涵養や、集団や社会のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成 ・自然や美しいものに感動する心などの育成（情操の涵養）
学童期 (小学校上學年) 小4～小6	<ul style="list-style-type: none"> ・9歳以降の小学校高学年の時期には、幼児期を離れ、物事をある程度対象化して認識できるようになり、知的な活動においてもより分化した追究が可能となる時期 ・集団の規則を理解して、集団活動に主体的に関与し、遊びなどでは自分たちで決まりを作り、ルールを守るようになる一方、ギャングエイジとも言われるこの時期は、閉鎖的な子どもの仲間集団が発生し、付和雷同的な行動が見られる時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・抽象的な思考への適応や他者の視点に対する理解 ・自己肯定感の育成 ・自他の尊重の意識や他者の思いやりなどの涵養 ・集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成 ・体験活動の実施など、実社会への興味・関心を持つきっかけづくり
青年前期 (中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期に入り、親や友達と異なる自分独自の内面世界があることに気付きはじめ、自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索しはじめる時期 ・親に対する反抗期を迎えたる、親子のコミュニケーションが不足したりしがちな時期 ・性意識が高まり異性への興味関心が高まる時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間としての生き方を踏まえ、自らの個性や適性を探究する経験を通して、自己を見つめ、自らの課題と正面から向き合い、自己の在り方を思考 ・社会の一員として自立した生活を営む力の育成 ・法やきまりの意義の理解や公徳心の自覚
青年中期 (高等学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・親の保護のもとから、社会へ参画し貢献する、自立した大人となるための最終的な移行時期 ・思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるのかという課題に対して、真剣に模索する時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間としての生き方を踏まえ、自らの個性や適性を伸ばしつつ、生き方について考え、主体的な選択と進路の決定 ・他者の善意や支えへの感謝の気持ちとそれにこたえること ・社会の一員としての自覚を持った行動